

令和8年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和8年第1回東彼杵町議会定例会は、令和8年3月6日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	尾上 庄次郎 君	2番	児玉 隆行 君
3番	構 浩光 君	4番	吉永 秀俊 君
5番	大安 義和 君	6番	大石 俊郎 君
7番	口木 俊二 君	8番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	山口 厚 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	小林 竹哉 君
兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長		兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
税 財 政 課 長	楠本 信宏 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長 寿 ほ け ん 課 長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こ ども 健 康 課 長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	山下 勝之 君	兼 給 食 セ ン タ ー 所 長	
兼 千 綿 支 所 長			

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	主任書記	梶川 美穂 君
--------	--------	------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	発委第1号	東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第2	議案第1号	東彼杵町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第3	議案第2号	東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第3号	東彼杵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第4号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第5号	東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 7 議案第 6 号 東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 号 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8 号 東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 9 号 東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 10 号 東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 11 号 東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 12 号 東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについて
- 日程第 14 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 7 号))
- 日程第 15 議案第 14 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 8 号))
- 日程第 16 議案第 15 号 令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 17 議案第 16 号 令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 18 議案第 17 号 令和 7 年度東彼杵町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 19 施政方針説明 (町長)
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 8 年度東彼杵町一般会計予算
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 8 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 8 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 8 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 8 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 25 議案第 23 号 令和 8 年度東彼杵町水道事業会計予算
- 日程第 26 議案第 24 号 令和 8 年度東彼杵町下水道事業会計予算
- 日程第 27 議案第 25 号 バイオトイレの購入について
- 日程第 28 議案第 26 号 東彼杵町教育センター分室他 6 棟解体工事請負契約の変更について
- 日程第 29 議案第 27 号 小音琴川浚渫推進工事請負契約の変更について
- 日程第 30 報告第 1 号 専決処分に関する報告について
(口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について)
- 日程第 31 報告第 2 号 専決処分に関する報告について
(大音琴川浚渫推進工事 (2 工区) 請負契約の変更について)
- 日程第 32 報告第 3 号 工事請負契約の変更に関する報告について
(老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区 6 工区の工事請負契約の変更について)
- 日程第 33 報告第 4 号 専決処分に関する報告について
(東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約の変更について)

ついて)

6 散 会

開 議（午前 9 時 27 分）

○議長（浪瀬真吾君）

ただいまから開会をいたします。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 発委第 1 号 東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、発委第 1 号東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。議会運営委員長、口木俊二議員。

○議会運営委員長（口木俊二君）

おはようございます。

東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

提出の理由、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令が令和 7 年 5 月 16 日に公布されたことに伴い、会議録への署名について電子署名によることができるよう所要の規定を整備するため。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則。

改正後、第 125 条第 2 項会議録が書面をもって作成されているときは、議長が指名した 2 人の議員がこれに署名をしなければならない。

第 3 項、会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、前項に規定する者は、同項の署名に代えて、総務省令で定める措置を講じなければならない。

附則として、この規則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、提出者に対して質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第 1 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第 1 号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第 1 号東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 1 号 東彼杵町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 2、議案第 1 号東彼杵町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 1 号東彼杵町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、提案理由としまして、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）に基づき整備する必要があるため、提出するものでございます。詳細につきましては、こども健康課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

町長に代わり議案第 1 号東彼杵町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明を加えたいと思います。

本条例の制定につきましては、上位法であります子ども・子育て支援法において当該特定乳児等通園支援事業の実施における基準をですね、確認する条例と認可条例等ですね、整備改正が行われましたので、それに基づいて制定を新たに作る、行うものであります。

それでは 1 枚めくっていただきまして説明をいたします。

まず、第 1 章が総則でございますけれども、趣旨として、子ども・子育て支援法に基づきまして、特定乳児等通園支援事業、これが子ども・子育て支援法に基づく給付事業でございますので、その事業対象として運営されているかを確認するための基準を示すものとして定めるものということで示されております。

一般原則といたしまして、第2条におきまして、この事業に事業実施するにあたりまして、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されること。この事業のですね、提供を受ける子どもが、子どもに対しての環境について示されております。

2項におきまして、こどもの意思及び人格を尊重して本事業を提供するように努める。

また、3項におきまして、事業者が地域及び家庭との結びつきを重視し、最終の業務でありますけれども、各種のサービス提供者との密接な連携に努めることをうたっております。

次のページをお願いします。

第4項ですけれども、対象となる子どもの人権の擁護、虐待防止のためにですね、事業者は必要な体制の整備及び職員の研修の実施等を求めています。

第2章になりますけれども、本事業の運営に関する基準が示されております。

まず、第1節が利用定員に関する基準ですけれども、第3条におきまして、時間当たりの定員等のですね、規定が定められております。第2節が運営に関する基準です。

本事業の特徴として、第4条でございますけれども、この事業をですね、利用する子どもに対して最初に子ども及びその保護者の心身の状況及び養育環境等の把握のために面談を行うことなどが示されております。

第8条でございますけれども、この利用者ですね、給付認定の申請に係る援助のことが記載されておりますが、認定を受けていない保護者からのですね、利用申し込みがあった場合は事業者が認定の申請について必要な援助を行うことと示されております。

そして、第12条からは事業者がですね、各利用料でありますとか、実費のですね、利用料を受け取ることにに関して、第13条までですね、示されております。

そして、第17条におきましては、緊急時等の対応利用する子どもに体調の急変が生じた場合に必要な措置を講じること。

めくっていただきまして第19条になりますけれども、ここからはその事業所ですね、運営規程、そして第20条で勤務体制、そして21条で利用定員の遵守、そして24条で虐待の禁止、25条で秘密保持、そういった事業所の対応に関してですね、規定を設けております。

そして、めくっていただきまして、第30条におきましては、事故発生の防止及び発生時の対応ということで、その事業者がですね、万が一事故が発生した場合の対応等に関して示されております。

めくっていただきまして、第3章に雑則がありますけれども、電磁的記録について記載がありますが、国の電子申請システムによるワンストップ方式で本事業の利用等ができますので、その対応として情報の取り扱いについて定めてございます。

最終ページですが、この条例が令和8年4月1日からの施行ということで、施行といたしております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は、総務厚生常任委員会に付託します。

**日程第3 議案第2号 東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例**

日程第4 議案第3号 東彼杵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、議案第2号東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第3号東彼杵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第2号東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由としまして、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）に基づき改正を反映するため提出するものです。

次に、議案第3号東彼杵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

提案理由としまして、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、提出するものでございます。それぞれの詳細につきましては、こども健康課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

議案第2号東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、まず説明を加えます。

先ほど条例制定を行い、ご提案させていただいたものと関連いたしますけれども、こちらの方が事業者の認可に関する部分の条例改正になります。

乳児等通園支援事業を実施する施設の認可基準の根拠法である児童福祉法に基づく設備運営基準の改正を行うということになります。

それでは新旧対照表の方をご覧ください。

改正後の方ですね、第1章総則が第1条から第5条となっておりますけれども、改正前が第1条から第4条となっております。

後に書いてあります第5条につきましては、改正後、改正前とも条文そのものは全く一言一句変わっておりませんが、掲載場所がですね、第2章の第1節第5条から改正後のほうが第1章総則の第5条となっておりますので、その改正となります。

それに伴いまして、第2章の第1節については第6条から第19条と改められます。

めくっていただきまして第9条ですけども、第9条からですね、第10条、13条、18条につい

ては、乳児等通園支援事業者というのが改正前ですけれども、これが事業所ということで字句の修正となっております。

第 27 条も同様ですね、第 27 条も通園事業所の挿入という形になります。これが職員ですね、その職員に対しての定義を事業所の職員ということで改正をされております。

そして、第 20 条ですけれども、第 20 条においては、本条例がですね、子ども・子育て支援法に基づく事業として定義されたことに伴いましてこの利用定員の根拠法として、子ども・子育て支援法ですね、対応条項の記載を追加されております。

第 22 条の 2 についても同様ですね。第 22 条の 2 につきましては、一般型乳児等通園支援事業を行う場合には通常の事業認可のですね、条文が適用されますので、本条例の規定については適用しないということで新たに追加をされております。議案第 2 号については以上です。

続きまして議案 3 号ですけれども、東彼杵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について説明を加えます。

新旧対照表のほうをご覧ください。

子ども・子育て支援法の第 7 章におきまして、子ども・子育て支援に係る計画実施においては、市町村が合議制の機関を置きその事務を処理することと定められております。

今回の改正においては、その合議体であります子ども・子育て会議が処理する内容を示した条項の引用部分に合わせたものとして、改正前が法第 77 条となっておりますけれども、改正後が法第 72 条に改正をいたします。

施行については、本条例は令和 8 年 4 月 1 日からの施行といたします。

すみません、議案第 2 号についての施行日を言っておりましたができませんでしたけれども、第 2 号についても令和 8 年 4 月 1 日からの施行ということでお願いいたします。説明は以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

前のほうなんですけど、2 号ですかね、議案第 2 号のほうですよ、第 5 条の第 4 項で、「定期的に外部の者による評価を受けてその結果を公表し」となっていますが、この定期的にと定期的なもの、それから外部の委託者は誰になるのか、その辺をよろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

認定こども園におかれましては、年に一度、外部監査を受けられておりますので、その通常本町においては、その認定こども園自体の外部監査をそれに該当するものと思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

議案第2号のちょっとお聞きしたいんですけど、27条で、要するに職員のことを書いてあるんですけども、現状ですね、乳幼児の場合の保育にあたっては、虐待あたりが報道されております。

そして逆に言えば、その保護者からの訴え、逆に施設から、いやそういうことはないんだよということの裁判でもあるわけですけども、ここの27条に記録を作成して書いてあるんですけど、できればですよ、本町の3園3か所については、私ちょっと回って見たんですけど、監視カメラがある施設とない施設があるんですよ。

ですから、もしこういったこと第27条のことがですね、義務付けられるのであれば、当然、監視カメラの設置は、これは当然されるべきだと思うんですよ。特に乳幼児については。どちらのためにも、子どものためにも職員のためにも私は必要と思うんですけど、そういうのを町独自でやられるようなお考えはないのかどうかを伺いたい。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに吉永議員さんがおっしゃるように、車の事故の時もそうですけど、ドライブレコーダーなんかがあればもういろいろ取り調べの時に非常に有利な状況というか、証拠が判明しますので、ある所もあるものですから、そのないところはですね、今後どのようにするのか、町としてもやっぱりご意見をお聞きして、事業所ごとに確認をしなくちゃいけないかなと思って、私は思っております。補足があればこども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

令和6年度からですね、国の方で、カメラの整備については補助事業を設置されましたので、3園とも保育室に関しての監視カメラは全て整備されております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

たぶんあると思うんで、あるところ、私が行った所はですね。要するに監視カメラがあるんですけども、要するに事務室で見られないような、見れるようになってるところはないんですよ、事務所で。監視カメラを、ビデオの監視カメラの台数が映るようになっているでしょう。それを一番責任者がおられる、いわゆる事務所で見られるようになってるんですけど、それが見られないようなところもあったんです、1か所。たぶんあると思うんですよ。

普通やったら、監視カメラの台数分、事務室では監視ができるのか映ってるんですけども、それが無い所があったもんですからちょっと質問したわけです。

もう設置しとって見られ、実際、その後から見れるかもしれませんけど、その、その現状で見

られない、見れるようになってない所があったもんですからちょっとお尋ねしたい。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに私も1か所だけは確認をしているところがあるものですから、全部画面が分割して、事務所というか、そこにあります。

先ほどおっしゃるような、ないところがもしあれば、やはり、事務所で確認できるような体制がとれないかどうか、また今後研究課題として捉えていかなければいけないなと思っておりますが、こども健康課長にお願いします。こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

事務室にモニターがあるのは2園です。あと1園だけはパソコンの中で確認をされる、できる状態になってますので、その部分に関しては事務所で直接見ることはできない状態になっているのは確認しております。

運用状況に関しては、先ほど町長が答弁しましたように、検討してみたいと思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号、議案第3号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号、議案第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号東彼杵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第5、議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第5号東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第6号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議案とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由といたしまして、大学教授等の高度な専門的知識を有する者は、政策形成や施策評価において重要な役割を担い、その責任も大きいことから、一般の特別職非常勤職員とは区別して報酬額を定める必要があるため提出するものでございます。

次に、議案第5号東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由としまして、使用料の改定が必要なため提出するものでございます。

次に、議案第6号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、消防団員の確保に向け、補助団員の報酬を新設するため提出するものでございます。それぞれの詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第4号について説明させていただきます。

本町では大学教授等の高度な専門的知識経験を有する方を非常勤特別職として委嘱しておりまして、各種審議会委員会と運営に参画いただいております。

これらの職務は、町の政策形成や施策評価、公正性の確保において、極めて重要な役割を担って

おり、専門的知見に基づく助言、審議は行政運営の資質を左右するものでございます。

しかしながら、これまで本町における非常勤特別職の報酬日額は、一般の非常勤職員と同額としており、専門性の高さや職責の重さを十分に反映した水準とは言いがたい状況になっております。

また、近隣市町村における同種の非常勤特別職の報酬水準を確認したところ、本町の現行額は相対的に低く、専門人材の確保や継続的な協力を得る上で課題となる可能性が指摘されております。

こうした状況を踏まえまして、本町としても専門的知見を有する人材の確保、適正な処遇の確保を図ることが必要と判断しまして、新旧対照表一番最後に記載をしておりますけれども、非常勤特別職のうちに高度専門職に該当する専門有識者の日額報酬に係る規定としまして 2 万円以内とし、併せて町長が特に必要と認める場合についても、2 万円以内とする一部改正を行うものでございます。

この改定額につきましては、近隣市町の報酬水準を参考にしつつ、職務の専門性、責任の度合いに見合った適正な額を設定するために改正するものでございます。第 4 号議案については以上でございます。

施行日は 4 月 1 日施行としております。

次に、議案第 5 号について説明させていただきます。

本年度 4 月から本格運行をしておりますデマンド交通につきましては、9 月末で JR 九州バス嬉野線が廃止されたため、地域公共交通会議に諮り、10 月から嬉野市バスセンターまで区域を拡大し運行しているところでございます。

嬉野市までの料金につきましては、これまでの JR 九州バスの料金を参考に 600 円としてきたところでございます。

これは、乗降者数を基に、利用者があまりないことから、また一定の距離があるため、一律 600 円としてきたところでございます。

しかしながら、10 月開始にも関わらず、乗車場所では嬉野バスセンターまでの利用が全体の 3 位、降車場所では第 1 位ということで、乗者数が非常に多くなっております。

また、直近 2 月の乗者数では、利用者の 33%、嬉野バスセンターまで利用され、また、運賃収入に係る 60%が嬉野までの運賃収入となっていると。

そして、旧大楠小学校で、大楠小学校区で実施しましたデマンド交通の説明会におきましては、料金体系の変更、そして台数の増加を要望をされていたところでございます。

今回の一部改正については、新旧対照表にありますとおり、嬉野市との往来に区分を設けまして、町外の方はこれまでどおり 600 円、旧大楠小学校区以外の方は 400 円、旧大楠小学校区の方は、町内と同様に 200 円とすることで嬉野市が生活経済圏となっている方々の負担軽減を図るものでございます。

ここで、昨日総務厚生常任委員会の調査報告で依頼がっておりますデマンド交通の実績を含めてグラフを作って分析した結果を補足説明したいと思っております。

資料お願いをいたします。

最初の資料でございますけれども、1 枚目が直近 2 月の 1 か月のグラフデータをグラフ化したものです。

上段の枠内登録者が現在 544 名となっております。年度当初目標としておりました 500 人を超えておりました。毎月数十人単位ですね、増加をいたしております。

先月の利用者は 495 人で、1 日当たりの利用者数は 27.5 人、料金収入は約 11 万円となっております。

2 番目の左の男女別割合でございますけれども、女性が 7 割、男性が 3 割の利用でございます。

その右の曜日別では、金曜日、火曜日がそれぞれ約 30% 程度と多くなっております。

3 番目は年代別割合のグラフです。年代別では 80 代が 30%、70 代が 21%、60 代以上がトータルで 60% を超える利用となっております。

4 番目の左側が料金別の利用者割合のグラフとなります。最も多いのが、100 円で 217 人となります。高齢者の利用ということになります。割合で言ったら 44% になります。300 円の 115 人が、これは嬉野市までの高齢者で利用された方々の人数となりますが、トータルで 166 人となり、こちらが全体の先ほど申し上げました全体の 33% ということになります。

右側が料金別の収入割合のグラフになります。最も料金収入が多いのが、順に 600 円と 300 円になりますが、これいづれも嬉野市にかかる部分の料金となります。トータル 6 万 5100 円というのは全体の 60% ということになります。

先ほど申し上げました全体の 33% の利用者から全体の 60% の料金を得ているという話になるわけでございます。

次のページをお願いいたします。

横の表になっておるかと思えますけれども、この表ですけれども、昨年 4 月から先月 2 月までの実績を表にしたものです。

黒い線というのが、JR 九州バスが廃線となった以降を意味するラインでございます。見ておわかりのとおり、利用者、料金収入が多くなっているのがわかるかと思っております。

次のページをお願いいたします。

こちらは昨年 4 月から先月 2 月までのバス停の乗車場所と降車場所の利用者を多い順にまとめたものでございます。左の乗車場所ですけれども、ここではもう固有名詞を出してしまいますけれども、大川ストアさん、道の駅さん、嬉野温泉バスセンター前となっております。

また、右の降車場所、降りた場所ですけれども、嬉野温泉バスセンター前、JA 東そのぎ支店、大川ストアさんとなっております。

10 月から乗り入れを開始した嬉野市までの利用が乗車場所でも乗降場所でも非常によく利用されているというのがよくわかる状況となっております。

以上のとおり、町外でもあり距離もありますが公平性等利用者負担の低減が必要と思われるために今回について料金改定をお願いするものでございます。議案第 5 号につきましては説明を終わります。

施行については 4 月 1 日施行ということをお願いいたします。

次に、議案第 6 号について説明をさせていただきます。

消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

消防団員の定数につきましては、昨年 3 月 379 名から 342 名に削減し、団員確保を目指している

ところでございます。勧誘の成果もあり、一定の入団はあるものの定員確保には至っておりません。また、勤務先も町外も多く、緊急時には出勤かなわない場合も見込まれます。

そういった状況を補完するため、退職された消防団員の方々に補助団員として再度入団いただいている状況でございます。現在は、出勤時の手当はあるものの、無報酬となっております。

人口減少で担い手がさらに厳しいことが今後予測されます。補助団員の方々の役割は大きくなっていくということが考えられます。そこで新たに年額1万8000円の報酬を設けることとしまして、消防団員数の確保を図るものでございます。

4月1日施行ということで考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

議案第5号の中でですよ、一番嬉野市に近い遠目地区ですね。遠目地区の金額はどうなるのかですね。遠目からですよ、嬉野に行った場合は600円になるのかですね。

今回の改正ではですよ、大楠小校区の関係でちゅうことで明文がされてますが、一番使われるのはどちらかといえば遠目地区かなと思ってるんですけど。

遠目地区の方がですよ、デマンド交通を利用された場合はいくらに設定になるのか伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

遠目地区の方が嬉野市の場合はですね、この場合でいうと400円になります。400円になります。

遠目地区の方は実際にデマンドの利用が非常に少ない状況となっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

議案第4号をお願いいたします。

議案第4号の大学教授の報酬を上げるということは、私もこれはまさにそういうことなんだろうなど。やっぱりその人の識見とか地位とか考えると、他の方よりも同じちゅうのは。

で、そこで質問なんですけれども、まず他市町村、特に波佐見、川棚とはどうなっているのかが第1点お尋ねします。

第2点はですね、この本条例制定でちょっと総務課長から話あったかもしれませんが、これ町独自で設定したのか。あるいは国からの、あるいはどのような経緯でこの今回条例を制定されたのか。この2点をまずお尋ねをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

お答えをいたします。

波佐見、川棚の状況でございますけれども、波佐見町が今 1 万 5000 円となっております。川棚町がですね、特に定めていないようです。

そもそもこの話なんですけれども、今物価高騰とか、人件費高騰とか上がってますけれども、今年度、総務課長会、県内の総務課長が集まってですね、非常勤特別職のそういった大学等の話で報酬がどうなっているのかという話の中で、うちとか非常に低い額でありまして、小値賀とか、大村市さんは予算の範囲内とか。あと、諫早市さんも 2 万円なんですよね。小値賀町も 2 万円。

そういった話をしてる中でですね、うちがずっとこの 6000 円できているということで、例えば大学の教授あたりを呼ぶ時にはですね、やっぱり低いということで、大学の教授を呼ぶ時にはですね、直接大学にお話をするわけではなくて、町村会に推薦をお願いします。

当然、推薦を町村会が大学に振られる時には、金額、日額報酬をですね、明示して呼ばれるわけなんですけれども、そういった時にですね、非常に、教授を選任される時に不都合があるんじゃないかというふうに察するわけでございます。

県内のもですね、8 町の総務課長で話をした時には、こちらの報酬についてもですね、上げる方向の話を今してございまして、本町につきましてもですね、少なくともこういった 2 万円以内という限度の設定でございますけれども、こういった形で上げるべきではないかなということで上げさせてもらっております。国からの要請とかではございません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

今回のですよ、回数ですね、年に何回程度考えておられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

これですね、委員会とか審議会とか、それぞれ所管課で違いますので、例えばですね、今年、今年の令和 8 年度の新年度予算ベースで、その影響額をですね、計算しましたところ、14 万円プラス

という形になります。今、計画されている審議会の回数掛ける人数にこの増額分を掛けた金額が10万円増加する、14万円増加するということになります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

議案第6号をお願いいたします。

議案第6号のですね、まず補助団員、これまず第1点がですね、補助団員の定数っちゃうのはまず定めておられるのかどうか。これは第1点。

次、第2点がですね、現在、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、現在、補助団員の方、現時点ですよ、何名所属しておられるのか。これは2つです。

次、3点目、3点目、補助団員の年額報酬の支払い方法なんですけれども、これは補助団員の方の口座に振り込まれるのか、それとも今、分団員の方みたいに、各分団に、所属する分団に振り込まれるのか、どちらなのか。この3点ちょっとお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

お答えをいたします。

まず補助団員の定数というのはなくて、先ほど申し上げました消防団員定数の枠内ということでございます。

2つ目の補助団員の人数ですけれども現在34名いらっしゃいます。34名いらっしゃいます。

そして、支払い方法ですけれども、基本的に口座振替と考えております。本人が口座じゃ嫌だと言えあればですけども、直接ご本人さんに、口座か手渡しかですけれども、お支払いするというふうに考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

今の関連ですけど、この補助団員の方のですね、年齢の上限、1回リタイアされてるので、年齢の上限とかはあるんですけど、そこは柔軟にされた方が人数をフォローできるかなと思いますけど。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

以前は年齢制限を設けておりましたが、状況がですね、あまり思わしくなく、年齢制限を撤廃しております。元気な方はお願いしますということでですね、今変更をいたしております。よろしくお願いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

ちょっと6号で聞き漏らしたやつがありましたので、ちょっとお尋ねします。この補助団員ですね、団員は国からの交付金が設定されてますよね。補助団員について国からの交付金っちゃうのはあるのかないのか。これをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

これも交付税の対象の中に入っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

議案第4号にちょっと関連してお尋ねしますけども、今現在、教育委員会で設置をされております第三者委員会、これはこの条例の範疇にあるんですかね、ないんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

第三者委員会はずですよ、もう既にこのあれに定めているところがございますので、2ページです。6行目に8万円以内で町長が定める額ということで、既に。

○——△——

失礼しました。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第4号、議案第5号、議案第6号は、会議規則

第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 5 号東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 号 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 8、議案第 7 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 7 号介護保険条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、令和 8 年度に限り、介護保険料率の算定に関する所得の額の算定方法や減免等について、特例措置が設けられたため、提出するものでございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。

慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

町長に代わり、議案第7号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、説明を加えます。

今回の改正は提案理由にもありますとおり、令和7年度税制改正に伴いまして、令和8年度に限り介護保険料率の算定に関しまして、令和7年12月17日に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものでございます。

まず、議案資料の新旧対照表のほうをご覧ください。

まず、介護保険法施行令の改正につきまして簡単にご説明いたします。

令和7年度税制改正により給与所得控除が見直されまして、給与等の収入額が190万円未満の計数の方では、控除額が大きくなることから、令和6年分と令和7年分の給与等の収入金額が同じ場合、令和7年分の給与所得の方が下がることとなります。

その結果として令和7年度住民税が課税されていた方の中には、令和8年度分の住民税が非課税となる方が出てくることとなります。

つまり、介護保険料の段階の判定には、住民税の課税状況、課税か非課税かということを用いておりますことから、保険料段階が下がる方が出てくることになりまして、保険料の収入不足に繋がるとおそれがあるということになります。

そのことから、介護保険法施行令附則に第24条と第25条を新設されまして、令和7年分の給与所得について令和7年度税制改正前の内容で算定した場合と、同じ結果になるよう調整を行い、令和8年度の住民税が非課税となる場合であっても税制改正前の内容では課税となる方については令和8年度住民税が課税されているとみなすものというふうな改正が国の方で行われました。以上が今回の介護保険法施行令改正の概要となります。

続きまして、本来の今回の条例改正の内容につきましてご説明いたします。

前述の令和8年度住民税が課税されているとみなされる方の中には、毎年住民税が非課税となるよう、その範囲内で就労時間を調整されている方もおられると思います。

今回の条例改正は、介護保険法施行令の改正によって、令和8年度住民税の課税者とみなされてしまい、意図せず介護保険料が増額されてしまう方を救済するというのが今回東彼杵町介護保険条例に附則第10条を加える改正となっております。

救済される方のその条件というものがございまして、以下の2点とも該当する方となっております。

1点目としては、世帯員全ての方が令和7年度と令和8年度の住民税が非課税であること。2点目として、令和8年度住民税が非課税となるよう就労調整を行った方、つまり令和8年度住民税みなし課税とみなされる方、いずれ2点とも該当する方が救済される方の条件となっております。

施行日は令和8年4月1日からの予定でございます。説明は以上です。よろしくようお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

2点ほど。

まず、この救済措置は令和8年度に限定したものでありますけれども、この該当世帯数は、今掌握されていたら教えてください。該当世帯数。

それから、これ確認の質問です。これ保険料減免と書いてありますけれども、減免ということは介護保険料が無料になる、徴収しないということと理解してよろしいですかね。この以上2点です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

該当世帯でございますが、令和7年分の住民税、今まさに確定申告中でございますが、そこが確定しないことにはちょっと予想することはできませんが、令和7年分、今年度分の介護保険料の非課税世帯となっておりますのが、第一段階が370世帯、第2段階が327世帯、第3段階が266世帯、こちらの3つの段階が世帯全員が非課税となっている方の総数でございますので、この中からの、今現在所属している方が可能性があるということでございます。

無料になるのかという質問でございますが、無料ではございまして、所得段階が一段階上がる場所をもとの段階に戻すということでございますので、無料ではございません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

これでですよ、減免になった分の補填はどうされるのかを伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

現在、特例減免に対する補填は国のほうからの予定はございません。

ただし、低所得保険料軽減負担金の対象とはなりますので、幾分かの補填はあるということでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

ちょっと基本的なことをお伺いしたんですけど、今回は減免じゃなくて無料になることはないということなんですけど、ちょっと教えていただきたいのは、その介護保険料、65歳以上、これ所得がゼロでも介護保険料かかるんですか。

普通、介護保険っちゅうのは大体年金から天引きのような形になるわけですけども、もう年金もない、収入もない人も、介護保険料はかかるのですか、かからないのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

介護保険第9期の介護保険高齢者福祉の事業計画の第85ページにも載せておりますが、一番軽い保険料段階の方、生活保護を受けている方、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円以下の方が1万6750円となっております。

無収入、全くの収入がない方では生活保護となる方と思われまして、その方の保険料が1万6750円、年額でございますが、このようになっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

全く収入がない方で、生活保護になっていない方もおられるんじゃないかと私は思うんですけど、そういう方は、町内にはいらっしゃるんですか。

収入がゼロ、年金もない、収入もゼロ。ただし、子どもさんが世話をしているっていう方にも、介護保険料がかかるのか、かからないのか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

世帯のどなたかに所得がある場合は第4段階となりまして、世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で収入が80万円以下の方と定義がございます。その場合は5万2920円が年額となります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 7 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 7 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 8 号 東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 9 号 東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 9、議案第 8 号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例、日程第 10、議案第 9 号東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例、以上 2 議案を一括議題とします。提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 8 号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、蔵本 A 団地及び駄地団地の用途廃止並びに千綿が丘団地の新設と共益費徴収の必要があるため、提出するものでございます。

次に、議案第 9 号東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例ですが、提案理由につきましては、共益費を町が徴収できるようにするため提出するものです。それぞれの詳細につきましては、建設課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

議案第 8 号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明を加えさせていただきます。

改正内容は、共益費の徴収に関する規定の整備及び団地の用途廃止並びに新設に伴う別表の改正の 2 点でございます。

議案 2 枚目の新旧対照表をご覧ください。

まず、入居者の費用負担に関する規定を整備しております。

現行条例第 22 条においては、入居者の費用負担義務を定めておりますけれども、共用部分に係る費用の取扱い及び町による共益費の徴収について明確な規定がございません。このため、次の 2 項を新たに追加をいたします。

第 2 項において、共用部分に要する費用は共益費として入居者の負担とすることを明確化するのでございます。

第 3 項において、町長が入居者の共通の利益を図るため必要と認める費用につきましては、共益費として町が徴収し負担できる旨を規定すること。

これによりまして、共用部分の維持管理に必要な経費について法的根拠を明確にして、適正かつ円滑な管理運営を図るものでございます。

次に、町営住宅の管理対象団地の見直しに伴う改正でございます。

老朽化等の状況を踏まえまして、蔵本 A 団地、駄地団地につきましては用途廃止をすることとし、条例の別表から削除するものでございます。

一方、新たに建築しました千綿が丘団地、東彼杵町平似田郷 727 番地を町営住宅として設置するため、別表に追加するものでございます。

附則として令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。8 号についての説明は以上で終わります。

続きまして、議案第 9 号東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例について説明を加えます。

議案 2 枚目の新旧対照表をご覧ください。

改正内容は、第 8 号と入居者の費用負担に関する規定の整備と同様の内容の 2 項を追加する改正となっております。

附則において令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。説明は以上で終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑のある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

今回ですね、共益費として入居者の負担とするということで改正がなっていますが、他市町でもこのような事例があるのかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

県内の町のみにもちょっと聴取をしてみたところ、共益費を徴収している町は佐々町と新上五島町の2町になります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

議案第8号について、8号、9号同じなんですが、共益費を今回から町の方が徴収するというのですが、どのような算定方法で、例えば具体的に今回新しくできた千綿が丘団地はこういう計算で月額こうなるよっていうのをお示してください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

今回条例を改正したものについて、千綿が丘団地はですね、公共下水道区域ではないためですね、ここの汚泥引き抜き、また法定点検あたりのですね、経費が他の公営住宅と比べたら多くなっていくと。

その法定点検あたりに管理者が、管理人の方がですね、平日に対応がちょっと難しいことが多くなっていくかと思しますので、これを町の一般会計で管理して、職員が対応していくために共益費として納入をお願いしているところでございます。

一応ですね、汚泥引き抜きが今85人槽を設置をしておりますけども、引き抜き自体、引き抜きだけです、10万から20万ぐらいの料金が発生していくのかなと。法定点検で約8000円、あと共用部分の電気代等ありまして、20数万の年間の維持管理が共益費として掛かっていくのかなと思っております。

千綿が丘団地につきましては24戸ありますので、月1000円程度を計画をしているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

議案第8号です。

8号で、ちょっと確認という質問も兼ねていますが、改正前の表の方で、町営住宅、蔵本A団地と上から5つ目、町営住宅駄地団地はもうこれがなくなるわけですね、なくなる。で、蔵本の方はもう解体されてます。解体されてる跡地の利用は、これ中学校の側だと思うんですけども、その跡地の利用は今後どのように考えておられるのか、それが1つ。

もう1つ、駄地団地は、まだ建物が現存しております。その解体時期はいつ頃予定しておられるのか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

お答えいたします。

蔵本A団地の解体跡地の利用についてはまだ何も決定をしておりません。今後、ちょっとお諮りをしていきたいと思っております。

それから、駄地団地につきましては、前回も私お話をしたと思いますけども、とりあえず民間のですよ、事業者が手を挙げて宅地開発か何かしていただければそっちの民間の方でまた解体まで含めての譲渡か何かそういう形は考えてるんですが、まだちょっと、今こっちに移るばかりなので、その辺も皆さんとまた協議をしていかなくちゃいけないと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号、議案第9号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号、議案第9号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 38 分）

再 開（午前 10 時 48 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第 11 議案第 10 号 東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 11 号 東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 11、議案第 10 号東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 12、議案第 11 号東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 議案を一括議題とします。提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 10 号東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、社会教育施設利用に係る使用料を改定するため提出するものでございます。

議案第 11 号東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、関係施設の使用料を改定するため提出するものでございます。それぞれの詳細につきましては、教育長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

それでは町長に代わりまして議案第 10 号東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてその内容に説明を加えます。

まずはじめに、総合会館は平成 13 年 10 月に竣工し、既に 24 年を経過している状況です。この間、本町の社会福祉健康づくり並びに生涯学習の生涯教育の中心とした活動拠点としてその役割を果たしてきております。

なお、公共施設における維持管理の経費は、本来使用した人が使用した分を負担する必要がある、いわゆる受益者負担の原則に基づき、行政サービスの受益に関する公平性や公正性を確保することを目的に使用料を算定設定することが重要でございます。

また、当該施設の維持管理については、昨今の物価高騰も影響し、年々増加傾向にあります。

このようなことから、今回の条例改正の目的としては、当該施設における維持管理経費の増加を背景に、社会教育施設の利用に係る公平公正の立場から、公共サービスの費用負担の均衡を図ること。

また、施設利用に対する受益者負担割合の見直しを行い、適正な受益者負担をお願いするため、当該施設の使用料を改定するものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。

議案 2 枚目の新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、文化ホールの使用料の改定になります。

改定内容の概要としましては、大ホールでは入場料徴収なしで平日の場合で、午前の使用料を現行の 9000 円から 1 万 2000 円に改定するなど、上げ幅を 1 時間当たり 750 円とし、各利用区分に応じて 3000 円、若しくは 3750 円を増額して料金の見直しを行っております。

詳細には省略しますが、それぞれ先ほど申しました 1 時間当たりの上げ幅が 750 円ということが基本になります。

また、楽屋、ロビーホワイエ、主催者室、小ホールなどの付帯施設におきましても同様に楽屋及び主催者室、スタッフルームが 1 時間当たり 500 円の上げ幅、ロビーホワイエが 1 時間当たりの上げ幅が 800 円、小ホールでは 1 時間当たり 200 円を増額改定となります。

次に、教育センターの使用料改定になりますが、こちらは全て施設使用料設定が 1 時間当たりで表示されております。

1 階の調理実習室で 1 時間当たり 700 円から 900 円に、大会議室を 1100 円から 1500 円に改定するなど、各室の使用料を調整しております。

なお、詳細につきましてはそれぞれ新旧対照のほうをご参考いただければと思います。

また、附則としまして、施行日及び経過措置につきまして、この条例の施行日は令和 8 年 10 月 1 日としております。

なお、経過措置といたしまして、施行の日以後に使用の許可を行うものについて、新料金を適用し、同日前になされた許可については、従前の例によるものといたしております。

続きまして、議案第 11 号につきまして、第 11 号東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本町の町民運動場については、本設置条例におきまして、町民グラウンド、新港グラウンド、大楠運動場、以前の旧大楠小学校の運動場になります。3か所になります。

これらの各施設や付帯設備等の使用料としては、町民グラウンドに係るナイター照明施設の使用料のみを徴収しており、各グラウンド施設のそのものの使用料は無料となっております。

また、現在の利用状況では、コロナが収束し、以前の利用状況に戻りつつありますが、一方で、町外による利用の増加傾向にあり、特に町民グラウンドにおいては顕著であります。

その要因には、グラウンド使用料が無料となっていることも影響していると推測され、また、地理的な交通アクセスの良さからも利用が行いやすい環境にあることが考えられます。

また、当該施設の維持管理費についても、昨今の物価高騰に影響し、年々増加傾向にあります。

このような状況を踏まえて、先ほどの総合会館と同様に、社会教育施設の利用に係る公平公正の観点から、施設を利用する方と利用しない方との負担の均衡を図る必要があり、受益者負担の見直しに基づき、各関係施設における使用料の新たな設定及び改定をお願いするものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。

議案2枚目の新旧対照表をお願いいたします。

まず、第6条におきまして、使用料の規定をいたしております。使用料の設定は、照明施設のみであったものにグラウンド施設等を加えて、施設使用料と照明施設使用に見直しをいたします。

また、その使用料について、別表で示しており、今回の改正により、町民運動場、新港グラウンド、大楠運動場を含む全施設の料金体系を、利用者の視点でわかりやすく再編することといたします。

その見直しの結果といたしまして、これまで無料であったグラウンド施設等の使用料を新設し、町内の利用を1面1時間300円、町外の利用を町内利用者の倍額として1面1時間600円といたします。

なお、テニスコート及びゲートボール場並びに大楠運動場においては、町内の利用を1面1時間100円、町外の利用を町内利用者の倍額として、1面1時間200円といたします。

また、照明施設については、町内利用者の皆さまのナイター照明使用料については、端数調整により、現行の1050円から1000円といたしまして、町民の皆さんの負担感に配慮しております。

一方で、町外者のナイター使用料は現行の1570円から町内利用者の倍の2000円と引き上げ、受益者負担を適正化いたします。

加えて、利用時間の形状ルールといたしまして、実務上の透明性を図るため、施設使用料については、30分を超えて使用する場合は1時間とするという基準を明確化いたしております。

また、町内の定義の明確化、また団体については、団体構成の5割以上が町内居住者である場合に限り、町内利用を提供することといたします。

附則といたしまして、施行期日及び経過につきましては、この条例の施行期日は令和8年10月1日といたしております。

なお、経過措置といたしまして、施行の日以後に使用する許可を行うものについて、新料金を適用し、同日前になされた許可については、従前の例によるものといたしております。説明は以上になります。何とぞよろしくご説明いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

議案第10号について質問します。

今回のですね、改正、遅いくらいだったかなと思っております。

なぜかというのですね、東彼杵町の文化ホールは音響設備が良くて、また県内のですよ、中心地にあり、結果、町外の方がですね、使われる頻度が高かったと思います。

その中でですね、教育次長の方から丁寧に時間単価で上げたっちゃうこと言われたので、ちょっと私質問をですね、単価の上げる場合ですよ、他市町の単価等もちょっと参考にされたのかどうかと。

それから、町内の方がですよ、使う場合はちょっと減免がいくらかあるのか、ちょっと私も詳しく知らないものですから、よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

まず、使用料の算定におきましては、説明の中でも言いましたように、受益者の負担をどうするかというところでの設定をまず立てております。

それは、維持管理にかかる総費用の約50%を使用料の算定基準にすることにいたしております。その50%で算定しました金額を基に、各施設等々における利用と言いますか、占める実態ですね、実態等について按分をし、それぞれの施設の使用を出したところでございます。

結果的にですね、それぞれ今回は単価の1時間当たりということで整理をしておりますが、おおもとなっておりますのは、それぞれ各施設の状況に応じた設定でですね、出してございまして、そこをいろいろ調整をしていく中で今回示した内容になっております。

そういった中では、他の施設の単価設定等はですね、ほぼ先ほど構議員から話がありましたように、他市町の状況と比べるとやや低めに設定がなされていた感があるかと思えます。

そういったことも含めてですね、単価の見直して、半分相当は減免を除いてですね、減免を除いて半分相当が賄えるような現状の利用実績の中で算定をいたしました。

結果、それでほぼおおむね近隣とのですね、バランスも取れているのではないかなと思われます。

ただですね、文化ホールにおきましてはそういう、先ほど申しました計算法で出しますとかなり高額になります。1時間当たりですね、約算定では8000円ぐらいですかね、これから経費になるわけですけども、そうなりますと他の市町村とのバランスを考えた場合、かなり高額になりまして、利用がですね、落ちる可能性もありましたので、一応基本、他の市町村に見合うようなところで算

定を合わせまして、その結果が1時間当たり750円というようなところでございますので、文化ホールにおきましても本来掛かる経費までいきませんが、他の市町村のバランスを考慮したところで、その金額に留めているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

1番、尾上庄次郎議員。

○1番（尾上庄次郎君）

議案10号についてお伺いいたします。

この議案第10号のあいについてはですね、単価が約200円ぐらい上がってるうちゅうことで、300円から500円ということで会館全体で上げておられるんですけど、この前に、前の単価ん時は何年ぐらい前に算定されたのかですね、お願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

総合会館の教育センターの文化ホールの使用料につきましては、この総合会館が平成13年にできあがりまして、その当時に設定した使用料でこの今日まで来ております。

ですから、この間24年間ですね、全く改定がなされていないというような状況にあるところでございます。説明は以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

説明の中で公平平等ということは非常にいいと思います。ただ関連としてですね、今回10号です。総合会館のみでございますけど、小中学校体育館等については今後改正されるご予定とかはございませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

まず、体育館におきましてはですね、町の体育館設置条例に基づきまして100円という金額の設定をしております。

今後、小学校等の体育館等の利用についてもそれを準用しておりますけども、今後ですね、やは

りそういった部分での見直しは必要かと考えております。

ただ、先ほど言いました経費を算定するにおきまして、小中学校の体育館は、学校等のもので、内容で表がありますので、まずは学校の料金の見直しというよりも、児童体育館のもので、彼杵児童体育館が今後解体の見通しがありますので、他の児童体育館、千綿児童体育館及び千綿体育館、旧千綿小学校の体育館ですが、そこら辺の費用を算定し、そこら辺の見直しを行った形で各学校の体育館は準用する形で検討をする必要があるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

議案第10号をお願いします。

2点ほど、まず1つこれ私の見落とし他にも規定あるのかもわかりませんが、これ見る限り、町外利用者も同一料金になっているのかどうか。町外とは別にまた定めてあるのかどうか。町外の人と同じ料金ですよということなのか、これが第1点です。

で、もう1つは、施行日の件なんですけれども、なぜ10月1日なのか。6月1日からでは駄目だったのか。こういう前倒しですよ。準備期間が、周知徹底する期間がどうしても必要ですからね、後倒しになるとは理解できます。10月1日からとされた理由を。ちょっとこの2点教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

まず、使用料の町外の理由についてはですね、これにつきましては施行規則の方で町外の方の利用についてですね、規定をしております、町外においてはですね、基本割り増しという形になります。

ちょっとその額あとで、5割増しですから倍ですね。そういう形になってまいります。

割り増しになってますので、この細かい数字はですね、のちほどお答えさせていただきます。

施行日につきましてですけれども、やはり大石議員ご推察のとおりですね、周知期間についてですね、しっかり図る必要があると、尾上議員さんからありましたように、かなりこれまで改定をですね、行ってきてなかったという部分もございますので、そういった部分ではやはり町民の方の理解を得るためにはですね、そういった一定の期間を設けてやる必要があると、併せてですね、やはり町外からの利用も多ございますので、そういった町外の利用の方々への周知という部分におきましてもですね、この間の期間は必要ではないかということをお判断いたしまして、10月1日というような対応にいたしております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

関連です。周知徹底の期間と理解できました。

ですね、今度は周知徹底の方法ですよ、期間を10月1日にするのは良いんだけど、どのようにして町内の方、町外の方の利用者の方々に徹底していかれるのか。その方法について教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

まずは町の広報紙でのですね、そういった周知、そして町の公式ホームページでの掲載、また、施設内でのポスターの掲示及び利用団体ですね、これは町内業者のみを考えておりますが、定例の利用団体等への直接的な説明会等の開催というものをですね、実施したいということで考えております。

やはり周知につきましては、丁寧な対応をですね、に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

町外の方もおられるわけで、町広報紙、なかなか見る機会ないですね。町外の方は継続的に、例えばこういうところ、和室とか使われる方、定期的に使われる方、あったらですね、何かそういったチラシをですね、10月までの間渡して次はこうなりますよということをされたら理解が進むのではないかと。そういう方法をですね、是非検討してください。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

ご提言ですね、ご助言ありがとうございます。

大石議員ご提案のとおりですね、一応今考えておりますのは、一応、見直しをなぜ行うのかというようなことを含めてですね、簡単な1枚紙のリーフレットというものをですね、まずは作成をし

たいなというふうに考えております。

その中で理解を求め、詳細な金額の見直しの部分についてはですね、別途何か概算は書きますけれども、細かいことについてはお尋ねをいただくような方法だったりホームページで詳細をご覧いただくというようなほうに努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

議案第10号、11号に関連してなんですけど、これ今度、今まで無料だった新港グラウンドゲートボール場が有料になるわけですよ。

私今まで一応町内見てみますと、以前はソフトを使われる方が一番多かったと思うんですけど、現在はもうこのグラウンドゴルフで参加されるのが圧倒的に多いんですよ。

それで、ここはたぶん、その地域でも利用されるし、グラウンドゴルフ協会でも年間10回以上の開催をされておりますんで、そこが有料になるということなんですけども、その12条の減免の、これを見ますと、100%、70%あるんですけど、そのグラウンドゴルフの協会が使われる時、地域が使われる時の減免はどのランクになるんでしょうかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

吉永議員の減免の内容につきましてはですね、別添資料で議案第11号ということで資料を添付させていただいております。

減免の趣旨というのはですね、もう皆さまおわかりかと思しますので、やはり第一は政策的なもの。もう1つは負担能力といいますか、そういったものにやっぱり応じて減免的なものをですね、設けていく必要があるかと思えます。

今お尋ねいただきましたこれまでのですね、やられた定例的な利用の中で老人会だったり、言われていた方はですね、大会的なものを実施する場合にはもう100%減免になります。

ただ、日常的な定例ですね、場合には70%減免ということで多少は確かに費用負担が入りますけれども、そこに70%減免という。

現状、社会教育施設の中での総合会館とか、そこもいわゆる文化施設の関係者が7割減免ですので、3割相当分は負担を頂いておりますので、そういった均衡といいますか、公平性を図る上では30%相当はですね、これからお願いをするような形になるかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

先ほども説明しましたようにですね、グラウンドゴルフ人口ちゅうのは今一番町内の社会体育で多いんですよ。

それで、その大会は先ほど言いましたけど年に 10 回、10 回ちょっと。それで普段あそこを使われてるのがたぶん、私もよく存じませんが 2 地区蔵本とか本町辺りの方が、東町ですね。そういうところが使われるとお聞きしてるんですけども、この方たちはやっぱり有料になるわけですね、先ほど言われたけど 70%だから、3 割負担ということになるんですけど。額にしたら 1 回何百円でしょうけども。今までなかったものがやっぱり負担が生じて、おまけにその減免の申請もせんばよくなるわけでございますんで、そこら辺町長のお膝元が使われるんですから、少し対応はできないんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、教育次長がこう説明しましたが、私の考えはですよ、その他教育委員会が特に必要と認めるところでお願いを私はしてみたいと思っております。日頃健康増進も兼ねてやっておられますので、健康保険、国民健康も当然ですけども。

そういう形で、体力増進にお願いをしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

関連質問ですけれどね、今町長に言ったこの新港グラウンドのグラウンドゴルフとかゲートボール、これはもう高齢者の方ですよ、主として。若い人はほとんど少ない。

ここを利用される方に私もお尋ねしました。今度から 10 月 1 日から使用料を取られるということで、もう健康増進にものすごく私は貢献してると思っております。

だから、できるだけ今言われた町長が無料の方向で是非検討していただきたいちゅうのが 1 つ。

もう 1 つ、これ有料になった場合ですよ、お尋ねしたいのは、親港グラウンドの 1 名 1 時間当たり 300 円というのは、あそこ 3 コートありますよね、グラウンドゴルフやってる。この 3 面あるうちの 1 面が 300 円になるのか。これまず 1 点。

それから、この 300 円ちゅうのは、1 人で、1 人の利用する人が 300 円なのか、チームで 300 円なのか、どちらかちょっと教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど最初の方のその健康増進のためは、私が吉永議員にお答えしたとおり無料でお願いをしたいと思って、その他の件につきましては教育次長の方にお願ひします。教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

まず、グラウンドゴルフの面でございますが、一応実態としてはですね、3面利用ができるんですけども、基本、新港グラウンドは、あそこの広い面積は2面という形になります。2面。2面で、いわゆる川棚側、旧十八親和側という2面の設定になっておりまして、2面使えばですね、その利用者の利用の運用の中で、グラウンドゴルフとしては3面できるというような状況ですけども、基本2面です。

その2面のうちの1面が300円ということございまして、これは基本1人で利用するも、団体で利用するも同じ設定ということになりますので、当然団体で利用という形になればですね、その負担は少なくなってきます。お1人で利用する場合には、当然そこを占有するわけですので、その分の対価を払っていただくというような考えでおります。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号、議案第11号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号、議案第11号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 12 号 東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについて

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 13、議案第 12 号東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 12 号東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについてでございますが、提案理由につきましては、前期計画が令和 7 年度末で期限を迎えることから、後期計画、令和 8 年度から令和 12 年度の内容を変更するため提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 12 号について説明をさせていただきます。

現在、第 5 次となる過疎法につきましては、10 年間の時限立法として令和 3 年 4 月 1 日から施行されています。

計画の前期を令和 3 年度から令和 7 年度、そして後期を令和 8 年度から令和 12 年度として、全国の過疎指定市町村においては過疎地域持続的発展市町村計画、これをいわゆる過疎計画といいますが、を作成しており、令和 7 年度は前期計画の最終年度となります。

本町は令和 4 年度から過疎指定をされておりまして、4 年間の計画となっておりますが、令和 8 年度からの後期計画策定について、過疎法に基づく議会の議決が必要となっていることから提案するものでございます。

なお、議会提案の前にですね、県に事前協議を得る必要がありますが本年 2 月 25 日付けで県知事から、この変更の協議について異議なしと通知を受けております。

説明する資料は全部で 3 種類ございます。1 つは、1 ページから 67 ページまであります計画の本書、次に新旧対照表、そして施策ごとの変更点をまとめた概要書でございます。

できるだけコンパクトに説明をさせていただきます。

まず、本書については目次のみ使って説明をさせていただきます。

本書の目次のほうをお願いいたします。

目次の部分でございますけれども、計画書の構成は大きく 2 つに分かれています。基本的な事項、それと 1 番から 12 番までの具体的な施策、この大きく 2 つでございます。

基本的な事項については、町の概要、人口、産業の推移と動向、行財政の状況など、町の基礎的な数値や計画達成の評価、計画期間、公共政策等、総合管理計画の整合性などを記載するように法律で定められております。

次に、1 から 12 までの具体的な施策は、国が定める項目に沿って現状と問題点、対策、計画と記載するような構成になっております。

それでは新旧対照表の方をお願いをいたします。

新旧対照表の2ページをお願いします。

新旧対照表の2ページ目から8ページにわたっては、冒頭申し上げました基本的事項に関する変更についてを記載をいたしております。

2ページ目の社会的条件では、東彼杵道路に関する記述は現状に合わせて修正、次のエ、経済的条件は、(仮称)東彼杵町工業団地造成に関する記述を現状に合わせて修正をしております。

また、変更前で掲載していましたが佐世保市のIR誘致に関する記述は削除しております。

次、3ページになります。イ、産業の推移と動向の記述でございますけれども、次の4ページに書いてあります国勢調査に基づく産業別人口の推移をもとに記述をしております。

なお、この4ページの表は、国勢調査の結果を反映した表となっております、変更前では平成27年と昭和30年の比較となります。変更後は、最新の令和2年と昭和40年の比較となりますので、変更をいたしております。

5ページの(3)行財政の状況及び6ページの(4)地域の持続的発展の基本方針に関しては、令和6年3月策定の第6次東彼杵町総合計画案に合わせた内容を記述するとともに、財政に関する記述につきましても現況に即したものに変更をいたしております。

7ページをお願いをいたします。(5)の地域の持続的発展のための基本目標に関しては、前回同様、転出超過数削減を基本目標としております。

前期計画では、基準値の35%削減の転出超過数マイナスの24を目標としておりましたところ、実績値は95%減のマイナス2名となり、大きく目標を上回ると言いますか、下回ると言いますか、良い状況に達成する結果、22改善しておりました。

そういうことから、基準値の50%を削減するという目標値マイナス1としております。

ここで補足いたしますけれども、社会増減でよく3年連続プラスといたします。この数値につきましてはですね、長崎県の異動人口調査というのがあります。これに基づいて社会増減プラスしております。こちらにつきましては住民記録のですね、人口動態調査のですね、住民記録に基づいた数値でしております。

長崎県の異動人口調査というのが、この住民記録の異動に国勢調査とかですね、そういったものの異動の状況を勘案して、よりリアルな数値を出しているのが長崎県の異動人口調査でありますので、なぜこうなるのかというのはですね、そういった理由から統計で使っている数字が違うからということでご理解いただければと思っております。

8ページですけれども、計画期間を令和8年度から令和12年度まで変更をいたしております。

基本的に基本的な事項に関する変更は、以上説明のとおりとなります。次のページからはですね、各種施策に関する記述となりますので、この別添の補足資料、変更の概要にまとめておりますので、そちらのほうを準備をお願いいたします。補足説明資料と書かれております。

見出しの下に今説明しました計画の主な内容ということで、印で4点記載をしております。

まず、1点目で計画期間が変わりますと、8年度から12年度まで変わりました。2点目は、先ほどの基本目標、転出超過数削減を変更しました。そして3点目ですけれども、基本的な事項と各種施策について時点修正をいたしましたということでございます。もう1点目については、事業の追加と

削除ということで表を添付しております。

まず、新たに追加した事業について説明をいたしますが、表の記載事項の中で注意していただきたいのが、ソフト事業とハード事業のすみわけです。

ソフト事業とハード事業がどれがハードでどれがソフトかということなんですけれども、漢字で過疎地域持続的発展特別事業と漢字で書いてありますけれども、これがいわゆるソフト事業になります。あとは全部ハード事業ということで認識をお願いいたします。

まず、追加する事業で主なものを申し上げます。

計画書の14ページ、この表の中のですね、表の中にあるページ数で、P14と左の方に書いてあるかと思えますけれども、これは計画書のページ数であります。

計画書が14ページの施策区分1の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成では、(2)地域間交流、二地域居住者向け宿泊等施設整備事業を挙げております。

その2つ下のソフト事業に地域間交流事業を挙げておりますが、こちらにつきましては新年度、保育園留学事業を実施するよう予算計上しているところでございます。

その次に、施策区分の2産業の振興では、(4)地場産業の振興に陸上養殖施設整備事業を挙げております。現在計画しておりますエビ養殖事業により産業創出を図るものでございます。

2ページが一番上にソフト事業の中に企業誘致として環境影響評価事業を挙げております。

予定されている工業団地整備に関連し、環境影響評価をする可能性がございますので、掲載をいたしております。

次に、施策区分5の生活環境の整備では、(1)水道施設については、水道総合地震対策事業で予定する事業を、(2)下水処理施設については、ストックマネジメント計画に基づく事業、そして(4)火葬場として、福祉組合の火葬場施設修繕等に係る分担金を掲載をいたしております。

3ページ、施策区分7の医療の確保(4)その他として、救急安心センター事業を挙げております。

救急搬送医療の適正利用を促すため、県が実施する相談ダイヤル事業に参画しているため掲載をいたしております。

次に、施策区分8の教育の振興では、(1)学校教育関連施設として行う屋内運動場として小中学校体育館に係る空調機器設置工事、バスケットゴールに耐震化に係る工事を掲載をいたしております。

ソフト事業では、義務教育としてオンライン英会話実施事業を、生涯学習・スポーツでは生涯学習講座オンデマンド配信事業を掲載をいたしております。

3ページの中段以降につきましては、事業の見直し、完了、休止などの理由により、計画から削除した事業となりますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

48ページのですね、地域文化の振興等ということで表がございまして、よろしいですか。

この中で冒頭に現状と問題点というのが記載されておまして、今、この間の昨年7月になが

さきピース文化祭も東彼杵町でも開催して、坂本浮立等々披露されたんですけど、その後、蔵本浮立もそうですが、その後関係者の方からこの蔵本浮立、千綿人形浄瑠璃、それから坂本浮立の一つにまとめた協議会っていうのを開催したほうが、要するに共通の問題点というのはここに記載されているとおりですね、歴史の文化を伝えるには保存が必要であると言いながら、その後継者不足等々、各団体努力されてるんですけども、それはやっぱり町が一つに音頭をとるといふか、そういう形ですね、共通の悩み相談等ということも図ればよいなという意見がよく聞くんですけども、その点について、町としては、このまま黙っているとですね、やはり貴重なこの無形文化財っちゅうのがですね、衰退をしていくという危惧がございますもんですから、町として何か一つにまとめた形で定期的なものが図れる、援助かっていうのがお考えいただければという意見が出ておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育長。

○教育長（山口厚君）

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、後継者不足等も含めてですね、何らかの支援が必要ではあるとは認識しております。

この前のながさきピース文化祭でも初めて見たという方もいらっしゃいましたので、そういう中で披露の場をできたのは良かったんじゃないかなと思っています。

今後おっしゃったことも含めですね、何らかの必要かなと思っています。詳細については、教育次長に話をさせます。教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

先ほど、大安議員からございましたように、本年度、ながさきピース文化祭ということが実施されまして、その関連事業ということで本町におきましては、地域の郷土芸能のですね、公演を披露ということのようなことも含めて実施したわけですが、そのピース文化祭の総会の折もですね、最終実績を整理する総会の中でもそういうご提言等を頂いております。

一応その中でですね、まず発表の機会といたしましては、これまで文化協会の主催によりますふるさと芸能大会ですね、これがございますので、ただそこに3団体がいっぺんに入り込むというのはどうしても時間的な調整は難しくございますので、今ご提案させていただいてるのは、交代でですね、3年に1回出演するようなような機会ができないかというようなことを文化協会と協議をしていきたいというふうに考えております。

あと、協議会の説明につきましても、非常にこれは重要な案件だというふうに考えております。

これをどういうふうに現在地域にありますことをですね、残していくかということにおいては、共通のそれぞれ共通の課題かと思っております。

またそういった共通の課題についてですね、お互い知恵を出し合うというような協議会の場というのは重要でございますので、今後関係者とのですね、打診と言いますか、そういったことを含めてご提案をし、ただいきなり大きな組織というのは難しいかと思っておりますので、まずはそういった共通の課題を持ち寄って協議するというような場面からですね、会を設けて、定期的な会議に繋げていければというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

それぞれの団体は定期的な練習をしております。例えば、蔵本の場合は毎週月に2回横笛とか、出てきてやってるんですけど、これは各団体もそうだと思います。

一つ提案でございますけど、各団体のほうは各地域から料金と言いますか、徴収をして維持運営に回ってるんですけども、総会がまずございます。それと、定期的な練習というのがございますので、教育長をはじめ教育次長も分担されてですね、それに参加して実態を把握されるっていうのもこの活動してる方たちにとってはモチベーションが上がるというふうに、要は町もこういうふうにして我々の活動を、今もそうでしょうけど、さらに支援してくれる体制が今あるんだなというのがもうこのモチベーションに繋がると思っておりますので、是非、今後は今年1年時間かけてですね、総会、練習等に参加していただいて、把握をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。その点どうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育長。

○教育長（山口厚君）

ご提案ありがとうございます。

千綿人形浄瑠璃は総合会館の分室の方、裏の方ですね、練習をしております。私もちょっと1回、淡路から来られた時にのぞいたことがあって見せていただきました。

蔵本には地元なので何回か呼ばれて行っておりますが、坂本浮立は例年10月にいつも奉納されております。そういうところには出向いておりますが、その後の練習等は大楠小に在籍した頃は見に行っておりましたけども、それ以外はまだないので、ご提案のとおり、また今後検討していきたいなと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 12 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについては、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 7 号))

日程第 15 議案第 14 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 8 号))

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 14、議案第 13 号専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号））、日程第 15、議案第 14 号専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））を一括議題とします。提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 13 号専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号））でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8416 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 70 億 9579 万 6000 円とするものでございます。

歳出の主なものは、水道事業会計負担金 5166 万 2000 円、地域振興券給付金事業補助金 1 億 808 万 6000 円、歳入の主なものは国庫支出金 1 億 6948 万 4000 円、県支出金 1460 万円などでございます。

次に、議案第 14 号専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1550 万 1000 円を追加し、歳入歳

出予算の総額をそれぞれ 71 億 1129 万 7000 円とするものでございます。

衆議院議員総選挙に関する補正であり、歳出は総務費に 1550 万 1000 円、歳入は県支出金 1467 万円、地方交付税 83 万 1000 円でございます。それぞれの詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

町長に代わり、議案第 13 号についてご説明いたします。

補正予算（第 7 号）につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び物価高対応子育て応援手当に関連する経費を 12 月 26 日付で専決処分させていただいたものになります。

主な内容につきましては昨年 12 月議会の議会全員協議会において、皆さま方へ説明をしておりましたが、国の交付額が想定していた額よりも多かったこと、また県からの上乗せ補助があったことから、説明していた内容から若干の変更がっております。

それでは、議案書 9 ページをお願いします。3 番歳出からご説明いたします。

3 款 2 項 6 目物価高対応子育て応援手当につきましては、12 月の議会全員協議会において皆さまに説明差し上げたとおり、18 歳以下の子どもに対して 1 人当たり 2 万円を給付するものであり、事務経費と合わせて目全体で計 2241 万 5000 円を計上しております。

続きまして、10 ページをお願いします。

4 款 1 項 3 目環境衛生費 18 節負担金補助及び交付金は、令和 8 年 6 月から令和 9 年 1 月までの、8 か月分の水道料基本使用料の無償化のための財源として、水道事業会計への負担金 5166 万 2000 円を計上しております。

11 ページをお願いします。

6 款 1 項 3 目農業振興費 18 節負担金補助及び交付金は、12 月の議会全員協議会で説明していなかった畜産農家に対する補助金の追加となります。

近年の異常気象による牛舎の暑熱対策として送風機を使用することにより、著しく増加する夏場の動力光熱水費への補助金として 200 万円を計上しております。

なお、10 ページの水道事業会計への負担金及び 11 ページの牛舎暑熱対策事業補助金につきましては、重点支援地方交付金が本省繰越となり、令和 8 年度事業として実施できることになったことから、のちほど説明いたします議案第 15 号一般会計補正予算（第 9 号）にて皆減し、令和 8 年度当初予算に計上しております。

12 ページをお願いします。

7 款 1 項 2 目商工振興費 11 節役務費は、のちほど説明いたします地域振興券を各家庭へ郵送するための費用として 140 万 8000 円を計上しております。

18 節負担金補助及び交付金、運送事業者等燃油価格高騰対策補助金は、燃油価格高騰により収益が悪化している運送事業者へ、普通自動車 1 台につき 3 万円、小型自動車 1 台につき 1 万円を補助するもので、320 万円を計上しております。

中小企業燃料費等高騰対策支援事業補助金は、燃油価格等の高騰により影響を受ける町内事業者

に対し、令和7年7月から12月までの6か月間の燃料代及び光熱費の合計額の2分の1、又は10万円の低い額を補助するもので、1300万円を計上しております。

東彼杵町地域振興券給付事業補助金につきましては、12月の議会全員協議会の折には町民1人当たり1万円の給付とお伝えしておりましたが、県からの上乗せ補助があったことから、2000円増額し、町民1人当たり1万2000円の商品券を給付するもので、商工会の事務経費に対する補助金と合わせて9025万4000円を計上し、節全体として1億645万4000円を計上しました。歳出は以上でございます。

次は6ページをお願いします。2番歳入になります。

12款1項1目地方交付税は、今回の補正予算の財源として普通交付税7万9000円を追加しました。

7ページをお願いいたします。

16款2項1目総務費国庫補助金3節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、16款2項2目民生費国庫補助金3節子育て世帯への臨時特別給付金補助金は、先ほど説明いたしました各種支援事業に対しての、国からの交付金及び補助金を併せて、1億6948万4000円を計上しております。

8ページをお願いします。

17款2項5目商工費県補助金は、商品券給付事業に対する県の上乗せ補助分として1460万円を計上しております。歳入については以上でございます。

続きまして、3ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正です。

こちらに計上しております3事業については、年度内の完了が困難なため繰越明許をお願いするものですが、先ほど申しましたとおり、水道事業会計負担金と牛舎暑熱対策事業につきましては、一般会計補正予算（第9号）にて皆減しております。

最後に戻っていただきまして、1ページ2ページの第1表、4ページ5ページの事項別明細書、13ページの給与費明細書は、歳入歳出の積み上げですので説明を省略いたします。議案第13号についての説明は以上でございます。

続きまして議案第14号につきまして説明いたします。

補正予算（第8号）につきましては、先に実施されました衆議院総選挙に関連する経費を1月19日付で専決処分させていただいたものになります。

それでは、7ページをお開きください。3番歳出になります。

2款4項4目衆議院議員総選挙費1節報酬から8ページの17節備品購入費までは、選挙に係る人件費や事務費用を計上しており、合計で1550万1000円を追加いたしました。

次は5ページ、2番歳入になります。先に6ページをお願いします。

17款3項1目総務費県委託金は、今回の補正の財源として1467万円を委託金収入として追加しております。

戻りまして5ページをお願いします。

12款1項1目地方交付税は、県委託金で不足する分の財源として普通交付税83万1000円を追加いたしました。歳入、歳出は以上となります。

最後に1ページ2ページの第1表、3ページ4ページの事項別明細書、9ページ以降の給与費明

細書については、金額の積上げですので説明を省略いたします。議案第 14 号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に、議案番号を告げてからお願いします。
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 13 号、議案第 14 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号、議案第 14 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号））は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））は、原案のとおり承認されました。

日程第 16 議案第 15 号 令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 16、議案第 15 号令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 15 号令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）でございますが、予算の総額に歳

入歳出それぞれ 2 億 2418 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 73 億 3548 万円とするものでございます。

歳出の主なもの、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金 7 億 4532 万 5000 円、歳入の主なもの、県支出金 7 億 2642 万 1000 円、地方交付税 1 億 4684 万 4000 円などがございます。詳細につきましては税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

町長に代わり、議案第 15 号についてご説明いたします。

18 ページをお願いします。3 番歳出から説明いたします。

歳出を減額したもののうち、事業の実績などにより不用となったもの、また、財源内訳を更正したものにつきましては、説明を省略させていただきます。

19 ページをお願いします。

2 款 1 項 3 目財政管理費は、ふるさと納税の実績見込みにより 7 節から 13 節まで合わせて、1 億 2300 万円を減額しております。

また、2 款 1 項 5 目財産管理費の 24 節積立金につきましても同様に 1 億 2300 万円減額しております。

20 ページをお願いします。

2 款 1 項 11 目企業誘致対策事業費 1 節報酬は、現在の工業団地の進捗状況から、今年度の企業誘致対策特別推進員の活用が見込めないため皆減しております。

続きまして、21 ページの 18 節負担金補助及び交付金の工場等設置奨励補助金につきましても、商業施設誘致の進捗状況から、今年度の活用が見込めないために皆減しております。

同じく、21 ページの 2 款 1 項 12 目公共交通事業費 18 節負担金補助及び交付金の生活交通路線維持費補助金は、JR 九州バスの運行補助金になりますけれども、人件費高騰による費用の増加により、補助金 130 万 1000 円を追加いたしました。

なお、JR 九州バスは令和 7 年 9 月末で東彼杵町から撤退しておりますので、今回で最後の支払いとなります。

飛びまして 25 ページになります。

4 款 1 項 2 目予防費 22 節償還金利子及び割引料は、令和 5 年度繰越事業として実施した新型コロナワクチン接種体制確保事業につきまして、実績により返還が生じたため 71 万 2000 円を追加しました。

続きまして、27 ページをお願いします。

6 款 1 項 3 目農業振興費 18 節負担金補助及び交付金につきましては、予算書右の説明欄に 4 つの事業を記載しております。一番上の東彼杵町牛舎暑熱対策事業は、先ほど補正予算第 7 号の説明の折に申し上げましたとおり、今回皆減し、令和 8 年度の当初予算に計上しております。

その下の、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（米）は、長崎県中央農業協同組合の精

米所再編に対する国庫補助事業で、補助対象事業費 1 億 2509 万 5000 円の 55%である 6880 万 1000 円を計上しております。55%のうち 52.5%が国庫補助であり、残りの 2.5%である 312 万 7000 円を東彼 3 町で負担し、負担割合は荷受け量を基に算定してあります。予算計上額のうち町の負担は 160 万 1000 円となります。

その下の、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（茶）は、長崎県央農業協同組合のてん茶製造機械導入及び株式会社 FORTHEES のてん茶処理加工施設増設に対する国庫補助事業で、県・町の上乗せ補助を含め 65%を補助するものです。

補助対象事業費は、合わせて 11 億 2100 万円であり、今回の補正予算には、国 55%と県の上乗せ補助分の 5%、合計で 6 億 7260 万円を計上しております。町上乗せ分の 5%につきましては、令和 8 年度当初予算に 5605 万円を計上しております。

一番下の JA ライスセンター再編成事業負担金は、老朽化により機能が低下している乾燥調製貯蔵施設、いわゆる JA ライスセンターの再編に伴う負担金を計上しております。

本事業につきましても、国庫補助事業である新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用し実施され、国、県合わせて 60%の補助であり、補助残額の 5%について東彼 3 町で負担することとなっております。

こちらの事業につきましては、波佐見町が申請されるため、負担金として計上しております。補助対象事業費の 6 億 372 万円のうち、東彼 3 町の負担額は 1207 万 4000 円となり、こちらの負担割合につきましても荷受け量を基に算定してあり、町負担分として 357 万円を計上しております。

続きまして、同じく 27 ページの 6 款 1 項 4 目土地改良事業費 18 節負担金補助及び交付金は、町農林業振興事業補助金を申請取り下げなどにより 120 万減額しておりますが、農村地域防災減災事業について、赤木池の追加測量が発生したことにより事業費が増加し、35 万 4000 円を追加しております。節全体では 84 万 6000 円の減となっております。

飛びまして 31 ページをお願いします。

8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 12 節委託料は、進入路新設について商業施設誘致の進捗状況から今年度の実施が見込めないために皆減し、その他の事業と合わせ節全体で 3860 万円減額しております。

33 ページをお願いします。

9 款 1 項 1 目常備消防費 12 節委託料は、人件費上昇に伴い広域市町村圏消防事務委託料が増加したことから、382 万 2000 円を追加しております。

36 ページをお願いします。

10 款 5 項 1 目社会教育総務費 3 節職員手当等は、社会教育職員の時間外勤務手当について、不足見込みより 36 万円追加しました。

39 ページをお願いします。

10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費 10 節需用費は、物価高騰の影響により副食食材費に不足が見込まれるために、160 万円を追加しました。歳出は以上になります。

次は、10 ページをお願いします。2 番歳入になります。

歳入につきましては、事業の実績により国・県からの補助金・交付金や起債額の増減があったも

のについては説明を省略させていただきます。また、併せて普通交付税を増額し、財政調整基金などを皆減するなどの調整を行っております。

11 ページをお願いします。

14 款 2 項 4 目農林水産業費負担金は、JA の精米所再編事業に伴う、東彼 3 町の負担額のうち川棚町・波佐見町の負担分 152 万 6000 円を追加しております。

13 ページをお願いします。

17 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金は、新基本計画実装・農業構造転換支援事業のてん茶製造機械導入及びてん茶処理加工施設増設、精米所再編に係る補助金として合わせて 7 億 3827 万 4000 円を追加し、中山間地域等直接支払事業補助金の減額分を含め、節全体で 7 億 3350 万 4000 円を追加しております。

14 ページをお願いします。

19 款 1 項 3 目ふるさとまちづくり応援寄附金は、実績見込みより、2 億 4600 万円減額しております。歳入については以上となります。

次は 4 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費補正になります。

4 ページに記載しております 16 の事業について、年度内に事業が完了しないため新たに繰越しをお願いするものであり、5 ページに記載しております 3 つの事業につきまして、繰越明許費の変更をお願いするものであります。補正後の繰越明許費は、合計で 12 億 2711 万 9000 円となります。

6 ページをお願いします。

第 3 表、債務負担行為補正になります。表に示しております事業について債務負担行為の額を変更しております。

7 ページをお願いします。

第 4 表、地方債補正になります。起債の目的に挙げております 6 事業の起債について限度額の補正を行ったものになります。

最後に、1 ページから 3 ページまでの第 1 表、8 ページ、9 ページの事項別明細書、41 ページ以降の給与費明細書は、歳入歳出の積上げですので説明を省略いたします。説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 05 分）

再 開（午後 1 時 12 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 15 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

先ほど、大石議員の質問の折に答弁漏れがあったようでございますので、それを許可します。教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

大石議員の方から議案第 10 号、総合会館の施設等の町外者の利用についての利用の対応ということですね。これにつきましては、まず教育センターは倍です。町外の場合は倍ということになります。

ただ、文化ホールにおきましては、町内外の振り分けはございません。利用者が営利、営業、宣伝及びその他、これらに類する目的で使用する場合は入場料を徴収しない場合の当該使用料の 10 割を加算するというような規定になっておりまして、基本、倍という形になるわけですが、ただ町内外の振り分けはございませんで。

なお、この文化ホールの使用料設定の対応については、これは近隣市町村も同様で、いわゆる文化ホールについてはこのような措置がとられているようでございます。以上でございます。

日程第 17 議案第 16 号 令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 17、議案第 16 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 16 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございますが、予算の総額から歳入歳出それぞれ 309 万 7000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 9203 万 2000 円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費を 280 万円減額、歳入の主なものは、支払基金 68 万 4000 円、県支出金 92 万 1000 円などの減額でございます。詳細につきましては長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 16 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、町長に代わり主なものを説明いたします。

歳出から説明をいたします。

議案資料の 12 ページをお願いいたします。このページ以降は歳出の部分となります。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費 18 節負担金補助及び交付金につきましては、訪問介護、訪問看護、通所介護の給付費が不足する見込みであることから、1100 万円を追加計上し、通所リハビリ、短期入所療養介護につきましては、実績見込みから 500 万円を減額しております。差し引きで

600万円の増額となっております。以降、14ページ目につきまして実績見込みによる増減を行っております。

15ページをお願いいたします。

5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費12節委託料につきましては、地域包括支援システムを総合行政システムの標準化に対応する改修を予定しておりましたが、総合行政システム標準化が遅延したため、皆減となっております。なお、同額を令和8年度当初予算に計上させていただきます。

続きまして5ページ、歳入をお願いいたします。

1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料につきましては、介護給付費の実績見込みにより減額をしております。以降11ページまでにつきましても、介護給付費等実績見込みにより増減を行っております。

戻っていただいて、1ページから2ページの第1表及び第3ページから4ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第18 議案第17号 令和7年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第18、議案第17号令和7年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第17号令和7年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第3号）でございますが、資本的収入に4886万円を追加しまして、資本的収入及び支出全体の予算が収入におきまして、2億2267万9000円、支出におきまして、2億7460万5000円でございます。

提案理由につきましては、国庫補助対象事業である水道総合地震対策事業を前倒しで実施するため、収入では企業債3290万円を追加計上し、国庫補助金1596万円を新たに計上するところでございます。

支出では、水道管耐震化工事里地区8176万3000円を計上するものでございます。詳細につきましては水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第 17 号令和 7 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして内容をご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、国の補正予算の配分に伴いまして、令和 8 年度から実施を予定しておりました水道総合地震対策事業についての一部を令和 7 年度に前倒しして実施するにあたりまして、その必要な予算を追加計上するものです。

事業内容としましては、これまで起債を活用して実施をしてきました老朽施設更新事業の里地区につきまして、これまでの未施工の区間についてこの補助事業の水道総合地震対策事業に移行して実施するというものでございます。

内容につきましては、実施計画明細書にて説明をいたしますので、12 ページをご覧くださいと思います。資本的収支の補正予算になります。

まず、下段の支出につきまして、1 款 1 項建設改良費の 6 目に水道総合地震対策事業を新たに設けます。里地区の水道管耐震化工事費としまして 8176 万 3000 円を計上いたしました。

上段の表が収入になります。1 款 1 項 1 目企業債に 3290 万円を追加計上し、3 項 1 目の国庫補助金に 1596 万円を計上いたしております。残りの 3290 万 3000 円につきましては自主財源を充てる予定といたしております。

財務諸表につきましては、3 ページから 8 ページに添付をいたしております。説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 17 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 19 施政方針説明（町長）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 19、町長の施政方針説明を行います。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、施政方針を申し上げます。

我が国経済は緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響や物価上昇により、個人消費は伸び悩んでいます。

また、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靱な経済構造をつくるための課題が山積しています。

今後は、高市内閣が進める「責任ある積極財政」による国の動向を注視し、適切に対応していく必要があります。

本町の財政状況は、自主財源に乏しいうえ、昨今の物価高騰や人件費上昇などの影響により、依然として厳しい状態が続いています。

令和6年度決算における経常収支比率は対前年比1.2%増の91.7%であり、一般に財政が硬直化しているとされる90%を超えていることから、物件費のさらなる縮減や事務の効率化を図り、人件費の抑制に努めなければなりません。

実質公債費比率は対前年比0.1%減の8.8%、将来負担比率は2.0%減の19.4%となっており、ここ数年は改善傾向にあります。

しかし今後は、公営住宅建設事業債などの元金償還開始により公債費が増加し、財政健全化判断比率が悪化することが予測されます。

財政の健全度を示す指標として、実質公債費比率が18%以上になると地方債発行に際し総務省の許可が必要となり、25%以上では一般単独事業債の発行が制限され、35%以上では一般公共事業債が制限されます。

また、将来負担比率が早期健全化基準である350%を超えると財政健全化計画の策定義務が生じ、地方債の発行が制限されます。

しかし、本町のような脆弱な財政状況では、起債なくして事業を推進することは困難であるため、返済時に高率の交付税措置がある過疎債や浚渫債などを有効に活用していく必要があります。

長崎県による(仮称)東彼杵町工業団地については、昨年6月に大和ハウス工業株式会社が優先交渉先事業者決定され、基本協定の締結が同年7月に予定されていましたが延期されました。

長崎県から要因として、「いわゆるトランプ関税の影響により企業の米国への投資動向が変化していることに加え、建設資材価格の高騰も続いているため、総経費や工期、整備手法について改めて検討が必要となった」と説明を受けています。そのため、「令和7年内の基本協定締結は見送るものの、本計画地は県内最大規模となる29haの用地確保が可能であり、地下水も豊富であることから、引き続き企業誘致の実現に全力で取り組みたい」とお聞きをしているところでございます。

町としても、地権者の皆様にご協力をお願いしてきた経緯を踏まえ、県と連携し、引き続き早期の基本協定締結と事業化、そしてアンカー企業の誘致実現に向けて、総力を挙げて取り組みます。

商業施設につきましては、企業進出予定地の解体を施設の集約化事業として着工していますので、引き続き他企業の誘致に全力で取り組んでまいります。

新庁舎建設につきましては、耐震化の必要性に加え、現庁舎駐車場への出入りが非常に危険な勾配となっており、高齢者によるブレーキとアクセルの踏み間違いによる大きな事故も発生したことから、事故防止の観点からも、現在の彼杵児童体育館を解体した跡地への新築移転を計画しています。

昨年度より公募資料や工期等の検討を重ね、本体工事は令和10年度着工、令和11年12月末竣工、令和12年2月中旬開庁の予定で進めていきたいと考えています。

特に彼杵児童体育館の利用者の皆さまには多大なるご不便をおかけしますが、有事の際の司令塔となる建物であるため、ご理解を切にお願い申し上げます。

上下水道の耐震化については、避難所や防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を行うため、国土交通省水道総合地震対策事業により、各地区の事業を推進します。

その他、施策を実行するには、職員の力を結集し、活力ある地域社会と安全・安心な暮らしの実現に向けて、積極的にDXや事務効率化に取り組み、徹底した経費節減を行いながら、職員一人ひとりが質の高い業務を行うことにより、「住み慣れた場所で、いつまでも安心して暮らせる町」を実現してまいります。

令和8年度の主要な施策について、ご説明を申し上げます。

1、子育て支援と関係人口創出について

町立小中学校の給食費無償化を継続し、子どもの健やかな成長と保護者の経済的負担軽減に努めるとともに、すべての児童・生徒が平等に良質な給食を受けられるようにします。

また、保育料の完全無償化、小中学校入学祝い金（小学生3万円、中学生7万円）の給付、高校・大学への通学経費の支援など、引き続き子育て世代の費用負担軽減を図ります。

これらの施策により、町内では民間アパートの建設や戸建て分譲宅地が増加し、子どもとともにご家族が移住されるケースも増え、3年連続で人口が社会増となっています。

さらに、本年は内閣府の地方創生事業・地域未来交付金を活用し、新たに「保育園留学」事業に取り組みます。都市部に住む子育て世帯が町内の宿泊施設に滞在しながら町内のこども園に一定期間（最低1週間）留学することで、「保育園留学」自体がお試し移住となり、町内移住につながる可能性があります。

また、町の魅力や地域住民との交流を通じて町のファン（関係人口）を創出をいたします。

2、公共施設管理について

今後も持続的に公共施設サービスを提供していくため、施設の配置や維持管理の方向性を示す「東彼杵町公共施設等総合管理計画」の改訂を行い、財政負担の軽減と公共施設の最適配置を目指します。また、公共施設の現状評価を行ったうえで「東彼杵町公共施設長寿命化計画」を改訂し、計画的な点検・修繕・更新を通じて施設寿命を延ばす予防保全に努め、財政負担の軽減と平準化を図ります。

3、農林水産業の振興について

産業として成り立つ農林業経営と、快適で住みやすく活力ある農山村の構築のため、強い経営体の育成、高付加価値創出による農業所得向上、農山村資源を活用した地域活性化を目指します。

新たな茶種「てん茶」の導入拡大や、新規作物による農業経営の複合化・収入安定化、さらに他業種との連携による新しい「そのぎ茶」の開発などへの支援を強化します。

また、アスパラガス・いちごなどの施設園芸については、セーフティネット共済加入促進による経営安定や、ハウス長寿命化に要する経費への補助を行います。後継者確保を目的とした農業生産法人の育成に努め、規模拡大等については国・県補助の活用を図ります。

畜産振興では、肉用牛肥育経営安定交付金制度加入継続のための支援、牛舎暑熱対策事業、全国和牛能力共進会出品対策等の支援を行います。

有害鳥獣捕獲事業については、引き続き猟友会の協力を得ながら活動助成を実施します。

林業については、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理業務や保育間伐事業などを森林組合へ

委託し、水源涵養や災害防止のための整備を進めます。

水産業については、種苗放流による資源確保や海底耕うんによる漁業環境改善を図りつつ、次代を担う意欲ある漁業者の確保・育成に取り組みます。

現在の洋上養殖は水質悪化や赤潮被害など不確実要素が多い一方、陸上養殖では民間事業者による「トラウトマス」養殖が実施されています。今回、新たに環境負荷の少ない閉鎖循環式システムによる「バナメイエビ養殖」拠点を整備し、地域の遊休資産を活用した持続可能な水産業として産業創出を図ります。

観光については、「みんなで磨く！観光まちづくり」補助金を活用し、昨年度から取り組んでいる観光地等を対象とした音声デジタルマップ制作を観光協会への委託事業として実施します。また、大村湾でのフィッシングやクルーズなどのアクティビティ商品の開発を行います。

4、教育施設の改修について

本町ではこれまで、小・中学校に外国語指導助手を配置し、英語に触れ外国文化への理解を深める取り組みを進めてきました。現代の国際化社会で活躍するには、英語を英語のまま理解し返答できるスキルがこれまで以上に必要であると考えます。

このため、本年度からフィリピン・セブ島とオンラインで接続した対一の英会話授業を小・中学校に導入し、グローバル社会を生き抜く教育を推進します。

教育施設では、築25年が経過した総合会館及び文化ホールの長寿命化を図るため、外壁及び屋根を中心とした大規模改修を3年計画で実施します。

また、小中一貫校等に対応した新たな学校施設、老朽化した学校給食センターや町民体育館の建て替えについては、教育委員会の方針や学校施設との複合化、郡内施設との広域化を検討してまいります。

5、河川の浚渫・改修について

大雨時の対策として、小川川の浚渫測量設計、明時川の浚渫、山田川の改修を実施し、計画的に水害対策を進めます。しかし、広大な流域面積を持つ本町では、予算や職員の確保などの問題から、一度に事業を進めることは困難です。そのため、河川氾濫の抑制を図るべく、有利な交付税措置がある起債を活用してまいります。

6、消防・防災について

消防第1分団詰所は築35年が経過し老朽化が著しいこと、また活動拠点として手狭であることから、里地区から木場地区へ新築移転します。管轄地区が里・木場・蕪・一ツ石と広範囲であるため、迅速に出動できる広域農道沿いへの建築を予定しています。

また、これまで無報酬で活動していただいている補助団員への報酬支給、第3分団員への準中型免許取得経費補助を新設し、多様な人材確保を図ります。併せて、避難所生活に必要な備蓄品（飲料水・パン）や、千綿川・串川・江の串川の防災ハザードマップを整備し、災害への備えを充実させます。

7、道路・上下水道施設の整備について

道路インフラ整備については、引き続き町道中尾本線、大野原高原線、深澤道路等の改良事業を進めます。その他の町道等の維持管理は、極力原材料支給方式を推進し、除草についても地域への

依頼と町の会計年度任用職員により随時実施します。

上水道については、未普及対策として瀬戸地区の管路敷設や里地区、坂本地区及び彼杵宿地区の総合地震対策事業を実施します。下水道については、引き続き処理場等の設備更新事業を実施します。

上下水道共に施設整備には多額の費用が必要であり、基準外繰入金の削減や経費回収率の向上を目指さなければなりません。現在、水道使用料金の見直しについて検討を始めており、改定等に対する皆さまのご意見を伺いながら進めてまいります。

結びに、令和8年度予算執行にあたり、行財政運営は非常に厳しい状況であることから、事務事業の必要性・効果等について再検証を行い、新規・廃止・見直しを積極的に検討していかなければなりません。

しかし、人口が2045年に5,000人を割り込む予測もある中、町民の安心・安全のための事業や未来への投資となる事業は、町の存続のためにも推進していかなければなりません。

課題は山積していますが、職員とともに総力を結集し、未来への責任と覚悟をもって政策を推進してまいります。引き続き、町議会をはじめ町民皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。施政方針といたします。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、町長の施政方針説明を終わります。

ただいまの施政方針に対する一般質問は、最終19日に予定をしております。

日程第 20	議案第 18 号	令和 8 年度東彼杵町一般会計予算
日程第 21	議案第 19 号	令和 8 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
日程第 22	議案第 20 号	令和 8 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 23	議案第 21 号	令和 8 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
日程第 24	議案第 22 号	令和 8 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 25	議案第 23 号	令和 8 年度東彼杵町水道事業会計予算
日程第 26	議案第 24 号	令和 8 年度東彼杵町下水道事業会計予算

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 20、議案第 18 号令和 8 年度東彼杵町一般会計予算、日程第 21、議案第 19 号令和 8 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算、日程第 22、議案第 20 号令和 8 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 23、議案第 21 号令和 8 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 24、議案第 22 号令和 8 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 25、議案第 23 号令和 8 年度東彼杵町水道事業会計予算、日程第 26、議案第 24 号令和 8 年度東彼杵町下水道事業会計予算、以上 7 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 18 号令和 8 年度東彼杵町一般会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 66 億 8500 万円でございます。

債務負担行為につきましては第 3 表、一時借入金の借り入れ最高額は 4 億円と定めています。

また、地方債につきましては第 4 表でございます。詳細につきましては、のちほど税財政課長に説明させます。

次に、議案第 19 号令和 8 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 40 万 4000 円でございます。一時借入金の借り入れ最高額は、1100 万円と定めています。

この予算につきましては科目設定でございますので、説明を省略させていただきます。よろしくお願いたします。

次に、議案第 20 号令和 8 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10 億 7500 万円でございます。一時借入金の借り入れ最高額は 2 億円と定めています。

次に、議案第 21 号令和 8 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 8 億 4000 万円でございます。一時借入金の借り入れ最高額は 1 億円と定めているところでございます。

次に、議案第 22 号令和 8 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6000 万円でございます。

次に、議案第 23 号令和 8 年度東彼杵町水道事業会計予算についてご説明をいたします。

第 3 条の水道事業収益が 2 億 4206 万 7000 円で、水道事業費用が 2 億 5351 万 4000 円となっております。

第 4 条の資本的収入が 1 億 4561 万 8000 円、資本的支出が 1 億 9621 万 7000 円でございます。不足額は過年度分損益勘定留保資金を充てるようにいたしております。

次に、議案第 24 号令和 8 年度東彼杵町下水道事業会計予算についてご説明いたします。

第 3 条の下水道事業収益が 3 億 1419 万 1000 円で、下水道事業費用が 2 億 8729 万 9000 円となっております。

第 4 条の資本的収入が 2 億 9567 万 6000 円、資本的支出が 3 億 9330 万 4000 円でございます。不足額は当年度損益勘定留保資金を充てるようにしています。それぞれの詳細につきましては水道課長に説明させます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

町長に代わり、議案第 18 号についてご説明いたします。

最初に、令和 8 年度東彼杵町一般会計予算概要をご用意いただき、7 ページをお願いします。

歳出の状況のページになりますけれども、表の一番下の合計欄になりますが、令和 8 年度の一般会計予算総額は、66 億 8500 万円となりました。対前年度比 1 億 820 万円 1.6%の増となっております。

ます。

義務的経費の扶助費が対前年比 17.4%の増、また、投資的経費の普通建設事業費につきましても、対前年比 22.2%の増とそれぞれ大幅に増額しております。その他の積立金がふるさと応援寄附金の減額見込などから対前年 47.1%の大幅な減額となりました。これらを合わせて、結果としまして、予算総額は前年より増額となりました。

主な増減内容については、こちら予算概要の冊子にまとめておりますので、のちほどご参考ください。

それでは、別の資料になります一般会計予算目別増減内訳書をご用意いただき、ご覧ください。

予算の内容につきましては、時間短縮もありますので、こちらで増減の内訳をご説明いたします。

まず、7 ページをお願いします。表のいちばん左に頁という列がございますけれども、この列の数字は予算書の各目の先頭ページを記載しています。予算書と見比べる際には、その辺に項目が載っておりますので、のちほどご活用ください。

では、歳出の款項目順に説明いたします。最初は 2 款総務費です。1 項総務管理費は、全体で 3 億 5855 万 4000 円の減額となりました。

主な内訳としては、3 目財政管理費では、ふるさと納税の実績見込みにより、関連する費用を大幅に減額しており、1 億 163 万 3000 円の減額となっております。

5 目財産管理費では、庁舎・公用車管理事業において、ふるさと創生事業基金積立金や新庁舎整備に係る基本設計作成等業務委託料の減額などにより、1 億 1644 万 9000 円の減額、普通財産管理事業では、教育センター分室他解体工事委託料や分収林購入費の皆減などにより、1 億 6041 万 6000 円の減額となりました。目全体では合わせて 2 億 7686 万 5000 円の減額となっております。

9 目電子計算費では、地方公共団体情報システム標準化に伴う行政システム改修委託料の減額や自治体中間サーバー・プラットフォーム第 3 次更改委託料の皆減などにより、4865 万 4000 円の減額となりました。

8 ページをお願いします。

10 目地域づくり推進事業費は、保育園留学事業実施業務委託料の新規計上やコミュニティ助成事業助成金などの増により、目前体で 1166 万 3000 円の増となりました。

11 目 企業誘致対策事業費では、工場等設置奨励補助金の皆減などにより、2941 万 9000 円の減額となっております。

13 目は新たに庁舎建設事業費を新設し、新庁舎設計業務委託料、新庁舎整備工事費など 6880 万円を計上いたしました。

続きまして、2 項徴税费です。全体で 241 万 2000 円増額となりました。

2 目賦課徴収費では、電算システム改修業務委託料の新規計上や固定資産評価システム更新業務委託料など増額しました。

続きまして、3 項戸籍住民基本台帳費です。戸籍情報システム及び戸籍附票システム改修業務委託料、コンビニ交付システム連携再構築業務委託料、振り仮名の法制化に伴う通知書作成業務委託料の皆減などにより、1508 万円の減額となりました。

4 項選挙費では、県議会選挙や町長・町議会議員選挙費を新規計上しておりますが、県知事選挙

及び参議院議員選挙費用の皆減により 896 万 3000 円減額しております。

5 項統計調査費は、国勢調査に要する費用などを減額したため、項全体で 407 万 8000 円を減額しております。

続きまして、3 款民生費です。1 項社会福祉費は、3202 万 9000 円の増額となりました。

主な内訳については、3 目障害福祉費で障害介護給付費や障害児給付費などの増により、3401 万円の増額となりました。

9 ページの 2 項児童福祉費は、1 億 4743 万 6000 円の増額となりました。

主な内訳につきましては、1 目児童福祉総務費は、福祉医療費や地域子育て支援拠点事業委託料の増により、1030 万 2000 円の増額。

2 目児童運営費では、施設型給付費の増額や、過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業委託料の新規計上により、1 億 4543 万 8000 円の増額。

4 目児童福祉施設費では、学童施設の改修工事設計業務委託料や特定建築物定期報告作成業務委託料の皆減などにより、600 万 7000 円を減額しております。

続きまして、4 款衛生費になります。1 項保健衛生費は、項全体で 3143 万 5000 円の増額となりました。

2 目予防費では、地方公共団体情報標準化に係る健康管理システム改修業務委託料やアマゾンウェブサービスクラウド利用業務委託料の皆減などにより、目全体で 873 万 1000 円の減額。

3 目環境衛生費では、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料を皆減しておりますが、水道事業会計負担金の増により、4345 万 9000 円の増額となりました。

2 項清掃費は東彼地区保健福祉組合への分担金が、ごみ処理施設分、し尿処理施設分がそれぞれ増加し、項全体で 921 万 9000 円の増額となりました。

10 ページをお願いします。6 款農林水産業費になります。1 項農業費は、項全体で 8195 万 9000 円の増額となりました。

3 目農業振興費は、新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金や、ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金の新規計上などにより、目前体で 7337 万 3000 円を増額し、4 目土地改良事業費では、農村地域防災事業単価更新業務委託料の新規計上などにより、目全体で 574 万 7000 円を増額しました。

2 項林業費は、1275 万 8000 円の増額となりました。

2 目林業振興費で、高性能林業機械導入事業補助金の皆減などで 233 万円減額しておりますが、3 目林道費で、林道中岳・白土線舗装工事や林道蕪線路肩改良工事の新規計上などにより、1416 万 8000 円を増額しております。

11 ページをお願いします。3 項水産業費は全体で 483 万 4000 円の増額となりました。

1 目水産業振興費では、次代を担う意欲あふれる漁業の担い手の確保・育成事業補助金の新規計上などにより 350 万 8000 円を増額し、3 目水産物供給基盤機能保全事業費では、跨線橋点検業務委託料の新規計上により、272 万 3000 円を増額しております。

7 款 1 項商工費においては、4343 万 4000 円の増額となりました。

2 目商工振興費では、陸上養殖施設設置工事費や地産エビ普及キャンペーン委託料の新規計上や、

ビジネスプラン伴走支援業務委託料の増により、4078万2000円を増額し、3目観光費では、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業委託料の新規計上や、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業補助金の増などにより、457万8000円を増額しております。

続きまして、8款土木費 になります。2項道路橋梁費は、全体で2175万9000円の減額となりました。

2目道路橋梁維持・新設改良費では、道路橋梁維持事業におきまして橋梁点検業務委託料の増などがありましたが、道路橋梁改良事業の進入路新設工事委託料の皆減により、目全体では2063万3000円を減額し、3目社会資本整備交付金事業費では、中尾本線道路改良事業において、測量設計業務委託料の増などにより増額しておりますが、大野原高原線道路改良事業は墓地移転料や新墓地造成工事が減額となっており、目全体では146万8000円の減額となっています。

3項河川費は、8096万3000円を増額となりました。

1目河川管理費では、浚渫測量設計委託料や浚渫推進工事費、護岸工事の新規計上などにより、3904万円を増額し、2目河川改良費では、河川改修工事の増や西才貫田川改修工事設計業務委託料の新規計上などにより、4192万3000円を増額しました。

4項港湾費は、県事業の負担金増などにより、1739万3000円増額しております。

5項都市計画費は、項全体で3976万円の減額となりました。

3目公園費では、やすらぎの里バイオトイレ設置に係る費用を皆減しており、その他合わせて目全体で2989万5000円減額しております。

12ページをお願いします。

6項住宅費では、施設修繕費及び住宅の防草対策工事、解体工事費の増などにより1030万2000円を増額となりました。

続きまして、9款1項消防費ですが、項全体で3255万5000円増額しました。

3目消防施設費では、4分団の消防ポンプ自動車費用の皆減などをしてしておりますが、1分団詰所新築工事に係る費用や消防指令車購入費用の新規計上などにより、1322万8000円を増額し、5目災害対策費では、防災ハザードマップ更新業務委託料の新規計上などにより、1299万7000円を増額しております。

10款教育費です。2項小学校費は、1目学校管理費において通信ネットワーク速度改善業務委託料、校務用ICT機器更新業務委託料、体育館床補修工事などを新規計上し、項全体で1556万1000円を増額しました。

3項中学校費では、1目学校管理費において、小学校費同様、通信ネットワーク速度改善業務委託料などを新規計上しましたが、東彼杵中学校校舎トイレ改修工事や校舎内壁側窓及び建具等改修工事、タブレット端末購入費用を皆減したため、項全体では8246万7000円減額しました。

13ページの5項社会教育費は、項全体で1億1184万5000円増額しました。

1目社会教育総務費において、図書室管理費833万4000円を新規で計上しておりますが、こちらにつきましては、表の中ほどに廃目としておりますが、令和7年度までは教育センター分室費として計上しており、実質は減額でございます。

2目教育センター費は、非常灯交換工事、オンライン公共施設予約システム導入業務委託料の新

規計上などにより、1326万2000円増額しております。

3目文化ホール費では、舞台照明操作卓更新費用を皆減しておりますが、総合会館外壁等改修工事などの新規計上により、1億2202万7000円の増額になりました。

7項学校給食共同調理場費では、真空冷却機購入費の新規計上や食材費の高騰により、項全体で1459万円の増額となりました。以上、簡単ではございますが、歳出の説明を終わらせていただきます。

冒頭見ていただいた一般会計 予算概要の18ページ以降に、事業概要がございます。50万円以上の事業について列挙しておりますので、のちほどご覧ください。

それでは、増減内訳表で1ページにお戻りください。歳入になります。

1款町税は、町民税、固定資産税などの見込みより、款全体で、1125万7000円の増額となりました。

2款地方譲与税は、いわゆる暫定税率の廃止により、地方揮発油譲与税が減額となることから、款全体で299万5000円減額となりました。

2ページをお願いいたします。

7款地方消費税交付金は、地方財政計画及び前年度交付見込みにより、2870万円増額としております。

9款環境性能割交付金は、令和8年3月31日で自動車の購入時に課されていた環境性能割が廃止されることから、659万9000円減額しております。

11款地方特例交付金は、先ほど申しました、地方揮発油譲与税や環境性能割の廃止などによる自動車関連の減税による減収分が交付金として措置されるため、新型コロナによる減収補填特別交付金と併せて、1064万円増額となりました。

12款地方交付税です。地方交付税は、国の地方財政計画でも増額が示されており、実績から9000万円増額計上いたしました。

3ページお願いします。16款国庫支出金です。

1項1目の民生費国庫負担金については、子どものための教育・保育給付費負担金や障害者自立支援給付費負担金などの増額により、1億831万8000円増額計上しており、16款国庫支出金全体では1億1001万円の増額となりました。

4ページの17款県支出金は、款全体で4733万9000円の増額となりました。

内訳としましては、1項1目民生費県負担金で子どものための教育・保育給付費負担金などにより、目前体で4280万円増額しております。

2項県補助金は各種事業の増減がありますが、項全体として2334万2000円増額しております。

3項委託金につきましては、1目総務費県委託金が県知事や参議院選挙費用などの減額により、1670万3000円の減額となっており、項全体として1880万3000円の減額となっております。

5ページの19款寄附金につきましては、3目ふるさとまちづくり応援寄附金を見込みにより2億円減額し、款全体として1億9916万5000円減額しております。

20款繰入金では、款全体で3665万8000円減額となりました。

1項3目のふるさと創生事業基金繰入金については、工場等設置奨励補助金や施設型給付費など

の皆減により、9712万2000円減額しております。

9目の庁舎整備基金繰入金は、新庁舎整備に係る費用の財源として4855万3000円増額しております。

6ページの23款町債につきましては、1項1目の総務債において、公共施設等適正管理推進事業を皆減したことなどにより、1億5470万円減額しておりますが、2目民生債において、保育料無償化事業の新規計上により、1700万円の増。

3目の農林水産業債において、農業施設改修負担金支払事業の新規計上などにより、7820万円の増、4目商工債において、陸上養殖施設設置事業などにより、3780万円の増、6目消防債において、1分団詰所新築事業などにより、1660万円の増、7目教育債におきましては、総合会館大規模改修工事や小学校設備改修事業の新規計上などにより、6250万円の増額となっており、これら合わせまして款全体では4450万円の増額となりました。歳入の説明につきましては、以上となります。

それでは、次に、令和8年度一般会計予算書の方をお願いします。

11ページをお願いいたします。

第2表、継続費になります。庁舎整備事業につきまして、総額と各年度の年割額を設定しております。なお、財源の内訳につきましては、予算書の221ページに記載しておりますので、のちほどご確認ください。

続きまして、12ページ、第3表、債務負担行為になります。5件の事項について、令和9年度以降の債務負担行為を設定しております。期間、限度額についてはこちらでご確認ください。

続きまして、13ページ、第4表、地方債でございます。地方自治法第230条第1項に規定する、起債の目的、限度額などを、こちらの26事業について定めております。

以上で説明を終わりますけれども、4ページの第1表のほか、その他の事項につきましては、歳入歳出の積み上げですので説明を省略させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第20号令和8年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、説明をいたします。

令和8年度におきましては、国によって子ども・子育て支援金制度が創設されたため、国民健康保険事業費納付金に子ども・子育て支援金が上乗せされることになり、納付金全体では383万3000円の増となっております。

令和8年度国民健康保険事業特別会計予算総額は、前年比2.71%減の10億7500万円としております。

減額予算となった主な要因としましては、被保険者の減少によるもので、保険給付費で対前年

2540 万円の減額を見込んだことによるものでございます。

それでは、議案資料の 22 ページをご覧ください。歳出から主なものを御説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料におきまして、国民健康保険システム改修業務委託料を計上しております。こちら高額療養費区分見直し等に伴うシステム改修費となっております。

続きまして 27 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目療養給付費につきましましては、令和 7 年度実績見込みによって推計を行いまして、対前年比 2.9%減の 6 億 7000 万円を計上しております。

続きまして、28 ページ、2 款 2 項 1 目高額療養費につきましても同様に令和 7 年度の実績見込みから推計を行っております。

続きまして、35 ページをお願いいたします。

3 款 4 項 1 目、県に納める事業費納付金の子ども・子育て支援分でございます。

令和 8 年度分から新設されまして、県の算定資料に基づいて 532 万 5000 円を計上しております。

続きまして、39 ページをお願いいたします。

5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費でございます。12 節の委託料に特定健診受診率向上対策事業委託料を計上しておりますが、こちらは令和 7 年度においては、県の負担割合は 3 分の 2 でしたが、令和 8 年度から 3 分の 1 となるため増額となっております。しかしながら、国の補助率が本年度が 3 分の 1 ですが、令和 8 年度から 3 分の 2 となる予定ですので、町の実質的な負担はありません。

戻っていただいて、10 ページをお願いいたします。歳入の主なものを説明いたします。

1 款 1 項 1 目国民健康保険税でございます。保険税につきましましては、先ほど申し上げましたとおり、令和 8 年度から創設されます子ども・子育て支援分を新たに追加し、県が示す標準保険料参考に予算計上しております。

しかしながら、被保険者数及び医療費が減少していることがありまして、対前年比 1.75%減の 1 億 6732 万 1000 円を計上しております。

15 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございます。保険料軽減、保険者支援、未就学児均等割軽減税などを原資として、繰入金 8155 万 6000 円を計上しております。

16 ページをお願いいたします。

6 款 2 項 1 目国民健康保険財政調整基金繰入金でございます。財源不足を補うため対前年比 20.5%増の 1000 万円を計上しております。

戻りまして、4 ページから 7 ページの第 1 表、8 ページから 9 ページの事項別明細につきましましては、歳入歳出の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第 21 号令和 8 年度介護保険事業特別会計予算につきまして、説明をいたします。

令和 8 年度につきましましては、第 9 期介護保険事業計画の最終年度となります。予算総額は前年比 5.3%減の 8 億 4000 万円を計上しております。

減額の要因としましては、町内の介護サービス事業所閉鎖による施設給付費の減が主なものとし

て挙げられます。

それでは、議案資料の 26 ページをお願いいたします。歳出から主なものを説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございます。全体で 587 万 5000 円の増となっておりますが、主に 12 節委託料の議案資料としては 27 ページになりますが、そちらに介護情報のデジタル化に対応するシステム改修費及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務の計上による増となっております。

30 ページをお願いいたします。

1 款 3 項 1 目介護認定審査会費でございます。18 節負担金につきまして、東彼地区保健福祉組合に委託しております介護認定審査会のデジタル化に伴い、337 万 8000 円の増となっております。

34 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費につきましては、令和 7 年度実績見込みによって推計を行い、対前年比 9.75%増の 2 億 9150 万円を計上しております。

以降、42 ページまで同様に令和 7 年度の実績見込みによって推計を行い、予算計上を行っております。

45 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費でございます。全体で 132 万 5000 円の減となっておりますが、主な要因としましては、46 ページ、次の 46 ページの 12 節委託料につきまして、令和 7 年度予算においては、第 10 期介護保険事業計画の基礎資料作成のため、ニーズ調査委託費を計上していたため、令和 8 年度予算では皆減したことによるものでございます。

53 ページをお願いいたします。

5 款 4 項 1 目保健福祉事業費 12 節委託料につきましては、12 月の全員協議会でご説明させていただきました配食事業の内容見直しによって、131 万 1000 円の減となっております。歳出の説明は以上でございます。

議案資料の 10 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料でございます。本年度の保険料総額は、令和 7 年度の保険給付費などから推計をしまして、前年比 1.9%減の 1 億 5500 万 1000 円を計上しております。

12 ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金でございます。1 項国庫負担金及び 13 ページの国庫補助金、合わせまして、前年比 4.5%減の 2 億 1024 万 9000 円を計上しております。

町内の介護サービス事業所閉鎖に伴い、保険給付費の減少が見込まれるためでございます。

以降 19 ページまでにつきましても同様に、保険給付費及び地域支援事業費に対する法定負担分を計上しております。

20 ページをお願いいたします。

7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金でございます。財源不足を補うため、1151 万円を計上しております。

戻っていただいて、4 ページから 7 ページの第 1 表、8 ページから 9 ページの事項別明細につきましては、歳入歳出の積み上げですので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第 22 号令和 8 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明を

加えます。

長崎県後期高齢者医療広域連合が運営する医療保険制度でございますが、被保険者数の増加に伴う保険料負担増を踏まえた予算構成となっております。

前年比 6.6%増の 1 億 6000 万円を計上しております。

令和 8 年度から子ども・子育て支援分を含めた新たな保険料率が適用されます。均等割が現在の 5 万 2400 円から 5 万 7500 円、所得割が現在の 10.31%から 9.84%となります。

それでは、歳出から主なものを説明いたします。

議案資料の 19 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございます。前年比 20.4%減の 1158 万 3000 円を計上しております。

主な要因としましては、令和 7 年度において計上しておりました子ども・子育て支援金システム整備費の皆減によるものでございます。

21 ページをお願いいたします。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金でございます。前年比 8.75%増の 1 億 4639 万 2000 円を計上しております。

1 目保険料等納付金は、被保険者から徴収する保険料と県から交付される保険基盤安定負担金を広域連合に納めるものでございます。

2 目事務費負担金は、広域連合の運営費に対する負担となります。

戻っていただいて、8 ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料でございます。広域連合が賦課決定した保険料となりまして、特別徴収分で 7400 万円、普通徴収分が 2390 万円で、合計で前年比 8.79%増の 9790 万円を保険料総額の見込みとなっております。

10 ページをお願いいたします。

3 款 1 項国庫補助金でございます。先に説明申し上げた令和 7 年度において、子ども・子育て支援事業のシステム改修補助金を計上しておりましたので、皆減となっております。

12 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございます。歳出の一般管理費、賦課徴収費、保険料等納付金、事務費負担金等を賄う繰入額となります。

この繰入額の中には、保険料等納付金の 4 分の 3 を県が補助し、残り 4 分の 1 を町が負担することになっておりますが、県補助が広域連合を通じて一般会計に振り込まれるため、これを含めて特別会計に繰り入れる形をとっております。前年比 10.7%増の 5480 万 9000 円を計上しております。

戻りまして、4 ページから 5 ページの第 1 表、6 ページから 7 ページの事項別明細につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

それでは議案第 23 号令和 8 年度東彼杵町水道事業会計予算について説明をいたします。

令和 8 年度予算の概要を、表紙の裏面に記載をしております。

令和 8 年度は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして水道料金の基本料金減免を 6 月請求分から 8 か月間、令和 9 年 1 月請求分まで減免を行います。

なお、これに伴う収益の減については、一般会計繰入金により補填をされる予定でございます。

料金収入の元となる水需要につきましては、令和 7 年度より 1.4%の減少を見込み、年間有収水量を 71 万 8541 m³と予測し、料金収入については基本料金減免に係る一般会計からの繰入金を含め昨年度比 98.3%である 1 億 5991 万 2000 円を計上いたしております。

経営部門におきましては、事業収益 2 億 4206 万 7000 円に対して事業費用が 2 億 5351 万 4000 円となり、平成 29 年度に公営企業として運営を開始して以来、初めての赤字予算となっております。

現在、上下水道事業経営審議会においてこのような状況も踏まえ、料金水準についての諮問に対する審議を継続していただいております。

今後、経営改善が喫緊の課題と捉え経営基盤の強化に取り組んでいきたいと考えております。

資本部門におきましては、引き続き管路施設の更新事業を計画的に実施し、有収率の向上に努めるとともに令和 7 年度から新たに着手する水道総合地震対策事業を継続して取り組み、管路の耐震化を加速させる計画です。

それでは予算の内容について実施計画明細書により説明をいたします。

26 ページをお願いいたします。

収益的収支の収入につきましては、水道事業収益の総額 2 億 4206 万 7000 円を計上いたしております。

1 款 1 項営業収益について、1 目給水収益から 3 目その他営業収益まで合わせて 1 億 949 万 5000 円を計上いたしました。

なお、令和 7 年度から大きく減少している要因としましては、先ほど説明しました水道料金の減免によるものでございます。

2 項の営業外収益、1 目受取利息は預金利息として 151 万 9000 円、2 目負担金の一般会計繰入金は、基準内繰入及び基本料金減免の補填分を含めた基準外繰入その他を合わせて合計で 6983 万 6000 円を計上いたしております。

3 目長期前受金戻入は、償却資産の取得に伴い交付された補助金、あるいは負担金等について減価償却見合い分を順次収益化するものであり、令和 8 年度は 6066 万 7000 円を計上いたしております。

4 目雑収益は、科目設定のみでございます。5 目消費税還付金は 54 万 7000 円を計上しました。

3 項特別利益の過年度損益修正益は科目設定のみになります。

27 ページをお願いいたします。

収益的収支の支出になります。水道事業費用の総額は 2 億 5351 万 4000 円を計上いたしております。

す。

1 款 1 項 営業費用の 1 目 原水及び浄水費につきまして、例年の経費に加えて修繕費に彼杵浄水場の高圧受電設備の機器取替修繕費、委託費の水質検査委託料に PFOS 及び PFOA の検査料が追加をいたしております。それらを合計しまして、4570 万 4000 円を計上いたしております。

2 目 配水及び給水費は、今年度、令和 7 年度とほぼ同額の 2782 万 5000 円、3 目 受託工事費は科目設定のみでございます。

4 目 総係費につきましても、令和 7 年度とほぼ同額の 5465 万 1000 円を計上いたしております。

28 ページをお願いいたします。

5 目の減価償却費は 1 億 922 万 1000 円、6 目 資産減耗費 5 万 1000 円、合計しまして営業費用が 2 億 3745 万 4000 円を計上いたしております。

2 項の営業外費用 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、1555 万 6000 円、2 目の消費税及び 3 目の雑支出は科目設定のみとなります。営業外費用は合計で 1555 万 8000 円を計上いたしております。

3 項 特別損失は科目設定のみとなります。

4 項の予備費に令和 7 年度と同額の 50 万円を計上いたしております。

29 ページをお願いいたします。

資本的収支の収入になります。収入の総額は 1 億 4561 万 8000 円を計上いたしました。

1 款 1 項 1 目 企業債については、水道総合地震対策事業及び水道未普及対策事業の財源として、企業債及び過疎債それぞれ 3680 万円、合計で 7360 万円を計上いたしております。

水道総合地震対策事業の予定箇所につきましては、里地区 2 工区の一部、高速道路跨道橋のツ石側になりますけれども、約 130m の区間を予定いたしております。

この他、彼杵地区の橋ノ詰地区で 2 か所、坂本地区の釜の内地区 1 か所をそれぞれ予定いたしております。

未復旧対策は、瀬戸郷の館山地区で約 1,150m の管路整備を予定いたしております。

なお、里地区につきましては、令和 8 年度の工事で計画の全てを完了することになっております。

2 項 工事負担金は、一般会計からの工事負担金として令和 7 年度と同額の 2000 万円を計上いたしております。

3 項 補助金は水道総合地震対策事業補助金としまして補助対象事業費の 3 分の 1 である 2000 万円を計上しまして、県支出金については科目設定のみでございます。

4 項の補償金は科目設定のみとなります。

5 項 出資金につきましては、企業債償還に係る一般会計からの基準内繰入金 3201 万 6000 円を計上いたしております。

30 ページをお願いいたします。

資本的収支の支出になります。支出総額は 1 億 9621 万 7000 円になります。

1 款 1 項 1 目 建設改良費の工事請負費は瀬戸郷館山地区の水道未普及対策工事費及びその他水道施設の外構工事費等を合わせて 5830 万円を計上いたしております。

3 目の水道総合地震対策事業につきましては、配水支管の耐震化工事費としまして 9702 万円、4

目固定資産購入費は量水器の購入費として令和7年度並みの121万4000円を計上いたしました。合わせまして1項の建設改良費全体で1億5653万7000円の計上となります。

2項1目企業債償還金は、令和7年度とほぼ同額の3815万9000円、3項1目財政調整基金繰入金は、預金利息等の152万円を計上いたしております。

7項1目投資有価証券購入費は科目設定のみとなります。

それでは戻っていただきまして、2ページと3ページをお願いいたします。

第5条に企業債の限度額等を規定いたしております。

第6条は一時金借入について限度額を記載しております。

第7条は流用の範囲、第8条は流用に際して議会の議決を要する経費として職員給与費、第9条に、他会計補助金として3000万円、第10条は、たな卸資産の購入限度額として500万円の設定をいたしております。

5ページ以降は、5ページの目次に記載しておりますとおり、財務諸表及び注記を添付いたしておりますので、のちほどご覧いただければと思います。説明は以上になります。

次に、議案第24号令和8年度東彼杵町下水道事業会計予算について説明いたします。

下水道事業会計につきましては、令和6年度から農業集落排水事業及び漁業集落排水事業が地方公営企業法の適用を受け、公共下水道事業と併せて3事業の会計を下水道事業会計に一本化をいたしております。

表紙の裏面に令和8年度予算の概要を記載しております。

まず、公共下水道事業におきましては、建設事業としましてストックマネジメント実施計画に基づく汚水処理場の設備更新事業として、令和8年度債務負担による令和7年度からの2か年の工期で施工いたしております汚水処理等の機械及び電気設備工事の更新工事、これの最終年度になります。

また、ストックマネジメント実施計画の第2期としまして、令和9年度から令和13年度までの5か年の処理場設備の更新計画について令和8年度策定を行う予定にいたしております。

集落排水事業につきましては、令和5年度に策定いたしました施設設備等の最適整備構想に基づきまして処理場設備及びマンホールポンプ設備の更新に係る実施設計業務委託を予定いたしております。

それでは、予算の内容について説明をいたします。

34ページの実施計画明細書をお願いいたします。

収益的収支の収入になります。収入総額は3億1419万1000円となります。

予算の内容につきましては、1款1項の営業収益としまして、1目下水道使用料が3事業合わせて5852万7000円、その他の手数料と合わせ営業収益は5865万1000円を計上いたしております。

2項の営業外収益の主なものとしまして、2目の他会計補助金6207万7000円、3目が他会計負担金1億160万2000円、5目が長期前受金戻入としまして8070万6000円、7目が消費税還付金1114万3000円、その他の収入を合わせて営業外収益が2億5553万6000円を計上いたしております。

36ページをお願いいたします。収益的収支の支出になります。

1款1項営業費用の総額は、2億5857万4000円を計上いたしております。

主な内容につきましては、1目管渠費が1049万9000円、3目処理場費は6735万1000円、4目総係費が3060万円、減価償却費1億5012万円ということで計上いたしております。

なお、総係費につきましては、令和8年度会計年度任用職員1名の人件費及び公共下水道事業の事業再評価業務の皆減によりまして、前年度より令和7年度より743万9000円の減額計上となっております。

2項の営業外費用につきましては、支払利息、消費税と合わせまして2845万4000円、3項の特別損失は科目設定のみとなります。4項予備費に26万5000円を計上いたしております。

40ページをお願いいたします。資本的収支の収入になります。

収入総額は2億9567万6000円になります。

主な内容につきましては、1款1項1目建設改良企業債に6540万円、2項が補助金になります。

公共下水道の建設事業に係る国庫補助金として1億2205万円、集落排水の建設事業に係る県補助金として410万円を計上いたしております。

3項負担金につきましては、1目が工事負担金として3378万5000円、2目は受益者負担金及び分担金として275万2000円を計上いたしております。

4項1目他会計出資金として6758万8000円、5項1目基金繰入金は科目設定のみとなります。

41ページをお願いいたします。資本的収支の支出になります。

支出総額は3億9330万4000円を計上いたしております。

主な内容につきましては、1款1項1目建設事業費の20節委託費につきましては、公共下水道事業関係としまして第2期のストックマネジメント計画の策定業務委託費及び公共下水道事業計画の変更計画の策定業務委託費、それから集落排水事業関係で処理場の設備及びマンホールポンプ場の設備の更新に係る実施設計業務委託費、それらを合わせて合計3601万5000円を計上いたしております。

22節の工事請負費につきましては、新規公共柵設置工事費としまして見込み数で7件分を計上いたしております。

管渠更新工事は、漁業集落排水のマンホール蓋の改修工事費及び処理場更新工事として、令和7年度から令和8年度債務負担で施工中であります公共下水道処理場の汚水処理棟機械電気設備更新工事の令和8年度歳出分、それから処理場管理棟の空調設備の更新工事と含めまして、工事費請負工事費全体で2億1488万円を計上いたしております。

2項1目企業債償還金については、1億4172万3000円、4項予備費に68万5000円を計上いたしております。

戻っていただきまして、2ページ及び3ページをお願いいたします。

第5条の債務負担行為につきましては3つ設定をいたしておりますが、表の3番目の東彼杵浄化センター維持管理業務委託につきましては、現委託契約が令和8年度末の令和9年3月31日までとなっております。

これに引き続いてそれ以降の請負委託契約の締結にあたりまして、令和9年度から3か年の債務負担を計上いたしております。

次に、第6条につきましては、企業債借入の限度額、第7条は一時借入金の限度額、第9条は流

用に際して議会の議決を要する経費として職員給与費、第 10 条に他会計補助金を記載しております。

5 ページ以降につきましては、5 ページの目次に記載のとおり、財務諸表及び注記表を添付しておりますので、のちほどご覧いただければと思います。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 37 分）

再 開（午後 2 時 49 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

これから、質疑を行います。

はじめに、議案第 18 号の質疑を行います。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

議案第 18 号の町長、教育長にだけ質問したい事項についてお伺いしたいと思います。

まず、庁舎建設関連なんですけれども、今後 4 年度、ここに予算書に何ページかな、予算書の 11 ページです。継続費として庁舎整備事業は 17 億 5000 万円、令和 8 年度から令和 11 年度までそれぞれ計上してあります。

これについてですよ、かねてからデザインビルド方式で実施すると言っておられるんですけれども、これは契約を来年度公募して契約されると思うんですけれども、一括して、この全て設計から施工まで全部の契約というふうに理解してよろしいのかどうか。これ第 1 点です、1 つ。ちょっと書いておいてくださいね。

次、第 2 点ですね、次は、予算書のページ 78 ページ、ちょっと 78 ページ事務局長 78 ページ、2 款 1 項 5 目 12 節を開いていただけませんか、各議員の。大丈夫ですか。

ここに、公共施設総合管理計画業務委託料について計上してあるんですけども、これのですね、中身の委託料の中身についてちょっとお伺いしたいんですけど、この中に今までの総合管理計画と見比べて、今までのやつですよ、優先順位管理計画の中に、業務の優先順位っちゅうのは明確に示されてなかったんですね、今までね。

これについて、やっぱり管理計画の管理の優先順位をあらかじめ計画ですから、その通りやらなきゃいけないっちゅうことはないんですけど、ある程度優先順位を定めた方がいいんじゃないのかな。こういう考えについて町長の考えを聞きたいなど。

次 3 点目、3 点目ですね。

次は、ページ 109 ページ、109 ページ、3 款 1 項 2 目 18 節、シルバー人材センター運営補助金、これは総務厚生常任委員会の委員会報告でも少し触れさせていただきましたけども、現在、シルバー人材センターはですね、令和 2 年、3 年の頃は売上金が約 3000 万ありました。近年はですね、約

2000万、1000万の減少となっております。

で、そこで、シルバーセンター長の下田氏はですね、非常に仕事量は最近激減をしてきたということをお伺いして、今現在250万ですかね、町から。補助金がいっております。

この補助金について、運用補助金について増額を検討していただけないかということがありました。来年度予算でですね、もう、もう直近ですからね、すぐ、すぐさまってはいかないんですけども、このシルバー人材センター自身も、この運営の改善をしていかなければいけないんでしょうけれども。

そういった点で、シルバー人材センターの運営状況について、ちょっと調査をしていただいて、何か改善すべきことはないのかどうか。本当に運営補助金を増額せんといかんのかどうか、来年度かけてですね。是非、検討していただきたいなど。これが一つです。

そして最後にですね、最後に、あるいはちょっと私の見落としとかもしれません、昨年議会で請願書も上がってきました西部線、すなわち口木田踏切の改良工事の予算が来年度予算上がってないのではないかなと、私の見落としとかもしれません。その点についてどうなっているかちょっと教えていただきたいなど。これは町長への質問でございます。

次に、今度は教育長への、教育長への質問です。

今年の20歳を祝う会の町からのプレゼント1000円の図書券だったと20歳の方々からお伺いしてます。

20歳の方々の弁がですね、今時、ある人、1人の意見なんですけど、今時、1000円の図書券で買える本はあまりないですねと苦笑しておられたんですよ。もっとなんとかならんのかなという提案でありました。

ちなみに、それを受けて私、川棚町で調べてみました。川棚町はですね、予算金額1500円、DVD動画、これなんか中学校の時の動画を撮って、それをDVDにして、皆さんの中学校時代のあれを録画してそれをプレゼントした。素晴らしいなと思っておりました。

次に、波佐見町はですね、やっぱり波佐見町ですね、焼き物の町。金額は2000円でした。品名はマグカップ、ですね。

来年度予算、もう来年の1月、20歳を祝う会のことになりますけれども、もう1000円というのはいかがなものかなと。大体参加されたのは約50名ちょっと、70名ちょっとの今回参加で。50名としても1000円で5万円ですよ。倍額しても10万円。そんなに町の財政に影響を与えないんじゃないかなと。これやっぱり2000円ぐらいが、同僚議員の中には5000円ぐらいせんといかんちゅう方もおられるかもしれませんけれども。私はやっぱり増額して、こういう20歳を迎えて品物をもって、成人の人はありがたいと言われるような品物を、是非若い人たちの意見も取り入れながら検討していただけないかなと。これはちょっと教育長のご見解をちょっとお聞かせください。

以上、町長へのご質問と教育長の質問1件だけ。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

1番目の庁舎のことでございますけれども、第2表の庁舎整備事業は、今度デザインビルドで発

注しますけど、契約はもう一括でこします、全て。

それから、公共施設の管理につきましては、順位はまだ決めてません。これは随意、どうなるかわかりませんので。

それから、シルバー人材の250万の件なんですけども、かなり町としましても建設課の方で草刈り作業員を会計年度で雇って仕事が減ったのは確かに間違いない。250万、来年度に向けて、なんとか上乘せをしていこうと私は考えています。

それから、西部線は載っていないじゃないかということでございますが、今、設計中でございます。今年度はまだ載せない、来年度、8年度は載っていない。ちょっと建設課長にいいですかね。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

質問がありました西部線の件になるんですけども、予算のですね、予算書の155ページを開いていただいてよろしいでしょうか。よろしいですか。

155ページのですね、委託料12節になるんですけども、そこに測量業務委託料ということで、説明のところのですね、測量業務委託料というところで計上しているところでございます。

こちらにですね、町単工事で来年を予定しております釜の内線の離合場所の設計で、設計と西部線(2)の測量作業が重複している状況です。よろしいでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

成人式のご質問です。

本町はですね、今、図書カード1000円とですね、あと、業者に写真を委託している。あれが大体5万5000円ぐらい掛かっておりまして、それを写真ということでデータをですね、成人の方にお渡しをしています。

それを合わせたらですね、大体参加者で割ったら大体1000円ぐらいになるので、合わせたら2000円ぐらいにはなる。正式なデータをですね、以前は有料だったみたいですけども、そういうことでやっている。

ただ、今後ですね、成人式の部分にも、ちょっと終わった後に少し教育委員会の内部でも少し話をちょっとしたところですので、今後、今、司会も含めてですね、成人の方にやってもらって、進行もやってもらっておりますので、そういう方の意見も踏まえながらですね、ちょっと今後検討させていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

予算書のですね、これ、3ページお願いしたいんですけど、ここにですね、第5条一時借入金の限度額を4億円ということになって、今までずっと東彼杵町の一般会計の限度額が2億円だったん

ですけど、今年初めて倍額になりました。この理由をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、一度監査委員さんからもご指摘ございましたけれども、基金を取り崩してした方がいいんじゃないかと。ただ、うち現金ですね、手持ちがどうしても年度当初とか、補助金が入る前とか、もうないものですから、額をちょっと増やさせて計上させていただいているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

令和7年度はおかげで駄地団地が6億8000万でしたかね、あれ最近の中では1事業で一番大きな事業だったんですけど。

今年の予算を見ますと、やはり事業単価の大きい事業、大きいですもんね。例えば、文化ホール、河川改良、林道工事、養殖場の施設とか、先ほど同僚議員が出ましたいよいよ新庁舎の予算6億8000万。

そういうことで、やはり会計管理者もこれ大変だと思う、一遍に出す支出額はですね。去年は大変駄地団地の時は非常に苦勞されたようでございます。おかげで、前払いが2億、本払いが4億で2回に分けられたものですからよかったですけど。

やはり、このように、やっぱり事業の単価が、1事業の単価が非常に大きな事業がちょっと最近多いようでございますんで、そこら辺はですね、やはり私も事業の計画をされる課と、支払いはやっぱり会計課でするんですけども、やはりそこら辺のですね、この中では、財政におられたのは山下課長、森課長も財政におられた経験がある。

そういう方は大体事業をやったらお金がこのくらい要って、いつぐらい支払という、そういう認識もあられるんですけど、やはり課長全部もですね、やはり事業を計画だけじゃなくて、やはり支払いのこともですね、やはり考えた計画をしていただければなというふうにお願いします。

やっぱり課長さんの統一認識としてお金をやっぱり出さんばいかんと、そのお金をどげんしてやりくりするんかということもやっぱり認識の上でですね、されてると思いますけど、今まで以上の認識を持っていただければというふうに思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにですね、ちょうど大きな事業がありまして、色んなちょうど重なった時、現金の手持ちがもうほとんどなくなるものですから、その基金を取り崩せっていうことの見解もございましたけれども、もうただ短期的にとりあえずまた利息がちょっともうもったいないような気がして、とりあえず今回は事業者も担当者もよく考えて、そういう工期とかも決めていくと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

議案第 18 号に対する質疑がないようなので、これで、議案第 18 号の質疑を終わります。

次に、議案第 19 号から議案第 22 号までの質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようなので、これで、議案第 19 号から議案第 22 号までの質疑を終わります。

次に、議案第 23 号、議案第 24 号の質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで、議案第 23 号、議案第 24 号の質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、議長を除く 7 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長を除く 7 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることに決定しました。

ここで、予算審査特別委員会の名簿配布のため、暫時休憩します。

暫時休憩（午後 3 時 05 分）

再 開（午後 3 時 06 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 3 項の規定によってお手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩をいたしますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 3 時 07 分）

再 開（午後 3 時 12 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。

予算審査特別委員会の委員長に、2 番、児玉隆行議員、副委員長は 5 番、大安義和議員に決定をいたしました。

日程第 27 議案第 25 号 バイオトイレの購入について

日程第 28 議案第 26 号 東彼杵町教育センター分室他 6 棟解体工事請負契約の変更について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 27、議案第 25 号バイオトイレの購入について、日程第 28、議案第 26 号東彼杵町教育センター分室他 6 棟解体工事請負契約の変更について、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 25 号バイオトイレの購入について

バイオトイレの購入について地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的 バイオトイレ（1 基）購入。2、契約の方法 随意契約。3、契約の金額 3190 万円。4、契約の相手方 住所 熊本県熊本市北区下硯川 2 丁目 7 番 86 号 会社名 エムエステック株式会社 代表取締役 森山秋彦。

提案の理由といたしまして、来訪者の利便性を向上し、災害時に非常用のトイレとして活用できるバイオトイレを導入するため提出するものでございます。

次に、議案第 26 号東彼杵町教育センター分室他 6 棟解体工事請負契約の変更について

次のとおり請負契約を変更することについて議決を求める。

1、発注件名 東彼杵町教育センター分室他 6 棟解体工事。2、契約の金額 変更前 6714 万円、変更後 7891 万円。3、契約の相手方 住所 長崎県大村市松原 3 丁目 1038 番地 14 会社名 株式会社木下工業 代表取締役 木下貴將。

提案の理由、アスベストの再調査及び撤去や外構工事の追加等が発生したことにより、工事請負金額を増額する必要が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。それぞれの詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(楠本信宏君)

議案第 25 号につきまして、町長に代わり説明いたします。

やすらぎの里バイオトイレ設置につきましては、令和 6 年 11 月の臨時議会におきまして、龍頭泉の駐車場に設置するバイオトイレと合わせて契約の承認を得ておりましたが、その後、設置個所が接道要件を満たしていないことが判明したことにより、令和 7 年 1 月の臨時議会で、やすらぎの里分の設置を取りやめて、龍頭泉駐車場分のみとする減額変更についての承認を頂き、令和 7 年度予算として再計上したものになります。また、今年度予算の繰越につきましても、12 月議会において承認を頂いております。

昨年度取り下げの原因となりました、接道要件につきましては、昨年 3 月に開催されました建築審査会において審査された結果、建築基準法上の道路に準じる旨の通知書が、県北振興局長より令和 7 年 4 月 7 日付けで届いております。

その後、建築確認申請書提出に向けて、担当者レベルでの協議を続けてまいりました。当初想定した以上の期間を要しましたが、協議が概ね整ったことから、発注し、本契約についての承認をお願いするものであります。

内容につきましては、過去に何度か説明差し上げておりますが、再度説明いたします。

商品名は「トワイレ」でございます。し尿を浄化処理し洗浄水として再利用するバイオトイレで、水洗で匂いもせず、災害時も活用できるメリットもございます。設置個所につきましては、大型遊具そばの芝生エリアに設置いたします。

別添資料をご覧ください。

設置するトイレの図面になります。中央にありますのが、し尿を分解する浄化装置の処理ユニットであります、左側に男女共用のバリアフリーの部屋、右側に通常の女性用、男性用の部屋、合計 3 部屋を設置いたします。なお、サイズ等はこちらでご確認をお願いいたします。

最後になりますけれども、こちらも前回一度説明差し上げておりますが、バイオトイレは特許技術となっており、販売会社が限定されているため、随意契約により 2 月 27 日付で仮契約を締結しております。

発注がこの時期になりましたのは、先ほど申し上げましたとおり、建築確認申請に不測の日数を要したためでございます。説明は以上になります。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 26 号につきまして説明いたします。

本工事につきましては、昨年 12 月議会において契約締結についての承認をいただいた工事になります。

お手元に配布しています資料を使ってご説明いたします。

現在、B 棟、車庫、C 棟の解体が行われており、順調に進捗しております。

現契約の内容につきましては、7 つの建物の解体工事のみでございました。

今回の変更としましては、表に示しておりますが、敷地内のアスファルト舗装の破碎・運搬・処分 126 m³、樹木の伐採・運搬・処分 136 m³、樹木の伐根・伐根材の運搬・処分 20 m³、フェンス撤去 30.8m などの外構部分の撤去費用の追加が主なものとなります。

その他に建物の解体につきましては、A 棟旧むつみ荘であります。機械室の L 型配管にアスベ

ストが含有されていることが判明いたしましたので、アスベストの再調査を含む除去に要する費用の追加、また、天井のスタイロフォーム、断熱材のことですが、79.2㎡の撤去及び処分に係る費用を追加しております。

B棟旧教育センター分室になりますが、2階の天井に使用されていた木毛板、こちらは防火性、吸音性などに優れた内装材のことですが、433㎡の撤去及び処分に係る費用を追加しております。以上で説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

質問する前にちょっと議長、議長にお尋ねしたい。一括、25号、26号一括なんですけれど、25号、26号で3回だけしか質問できないんですかね。合わせて。はい、じゃあ合わせて質問したいと思います。

まず25号からまずお尋ねします。

これは先ほど税財政課長が言われましたように、令和6年11月5日に一旦停止されて、先ほどの理由で、今回また再提出ということになっております。

で、前回、やすらぎの里公園のバイオマストイレのは税込3700万円だと思っております。

今回3190万円、約183万円の、約1年ちょっとの間で契約金額が上がっております。1年間でこれだけの契約金額のアップ、やっぱりこれは物価高騰とかいろいろありますからね、あったんだけど、やっぱり業務遂行上、令和6年11月5日にきちっとやっておれば3700万で済んでたんですね。

なぜこうなったのか、業務遂行上問題点なかったのか。ちょっと聞いたかも、説明あったのかも。もう一度説明していただきたいと思います。これが第1点。

第2点目、今回の提案理由も前回と同様災害時に、災害時に非常用トイレとして活用できるとありますね。

町長は、前回、私がお尋ねした時に、両施設とも移動させることはできない。このように答弁しておられました。

では、災害時、建設される位置で活用となるわけなんですけれども、じゃあどんな、どのような災害の場合に活用されるのか、地震災害なのか、豪雨災害の時なのか。どのような場合に活用し、地域住民の人がどのようにあの場所まで、建設予定地に行って活用されるか、この点を教えていただけますかね。これが2つ目。

3つ目、これも前回お尋ねしました、契約の方法が随意契約となっております。なぜ競争契約じゃなくて随意契約とされたのか、再度教えてください。

次いきます、前回ですね、私は反対討論をしたんですけども、賛成討論した議員の中に、意見の中にですよ、バイオマストイレ導入によって、観光客が多く訪れ、東彼杵町は有名になるという討論をされた方がおられました。

で、令和7年度龍頭泉はもう替えて1年なんですけれども、龍頭泉、観光客が設置する前と、設置後どの程度多くなったのか、データを掌握しておられるのかどうか。データを掌握しておられたら、

それを、その観光客増えた数を教えていただけますかね。

次の質問です。

次は、令和7年度における龍頭泉バイオマストイレの年間維持管理費用、すなわちランニングコスト及び定期的な部品交換費用、これは龍頭泉ですよ、龍頭泉、これが里のやすらぎの里バイオマストイレに関連してきますので、当時は令和6年11月にお尋ねした時はまだ設置されてませんでしたからね、現在は清掃とかいろいろやっておられますので、きちっとしたデータがわかっていると思います。その定期的な部品交換費用とか清掃をしておられると思いますけど、そのランニングコストについて教えてください。

それから、最後にですね、財源の出どころです。

前回の時には、その財源の出どころはですね、財源の出どころを教えてくださいました。これと同じかどうか。まあいいです、なにか過疎債と国からの費用と、両方あるとお伺いしておりました。その財源の出どころの今回の費用3190万の財源の内訳をわかたら教えてください。以上です。よろしくをお願いします。

それからもう1つ、次の議案第26号ありましたね。

次は議案第26号になります。これ解体費用ですね。

変更前と変更後約1000万円強のアップとなっております。その理由が、提案の理由がここに書いてあるんですけども、まずアスベストの再調査、再調査が必要と書いてあります。これはなぜ再調査が現段階で発生をしたのか。この理由を教えてください。1つ。

2つ目、次の、図でありますけど、外構工事の追加等、これは最初から樹木とかわかっていたことと私は認識してるんですよ、突然樹木が生えたわけではない。外構工事もそうです。

なぜ、今の段階でこういったことが変更になるのか。ちょっと理解しがたいんですけど、その点の理由も併せて教えてください。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、1点目の3700万っておっしゃったが、これ下がってるじゃないですか。3700万円とおっしゃった。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

3007万円から3190万ですよ、アップでしょう、当初の時は3007万円。今度は3190万円。上がってますよね、183万円。下がってませんよね、私の計算ミスですかね。3190引く3007万、183万円になると思いますけど、違いますかね。

○——△——

——△——△——

○6番（大石俊郎君）

3700万って言いました。私の発言ミスですね。3007万円だったですよ。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

3190万円上がったのはたぶん物価高騰もということで説明を受けております。

それと、移動ができないのになぜ災害に使うかっていうのは、ここはもう水はですね、循環式でしますので、水道も何もいない形で使うということで、災害用に使う。

契約の方法の随契については、のちほど税財政課長に説明をお願いします。

それから、龍頭泉の観光のデータ。これはですね、まだ完璧にその準備ができてないんですよ、遊歩道とか、まだ今から投資をちょっとしなくちゃいけないので。時々来ていらっしゃるのはわかるんですけど。そういうのをまだ未整備で、観光の数量がまだ確定をいたしておりません。

それから、ランニングコストにつきましては税財政課長に説明をさせます。

それと、財源はですね、すみません、飛び飛びで。過疎債、全て過疎債ですね。そのバイオトイレですね。

それから、アスベストの再調査、税財政課長に説明させます。

それから、樹木がなぜ今なのかっていうのは、マックスバリュの時にはですよ、とりあえず来るってことでまだそこまで詰めてなくて、ちょっと今度全員協議会の時に発表させていただくんですけれども、かなり詳細に詰まってきた段階なので、今打ち合わせ中で、そういう向こうの希望もございましてですね。

まだ、全協で、もう名前も出しますので。その辺でちょっとお願いをいたしたいと思います。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

アスベストにつきましては、解体工事に入る前に再度調査をしてもらったところ、ちょっと前回調査をしてるんですけども、そこで調査箇所から漏れていた場所がありまして、アスベストのまた再調査と処分費用を計上することになりました。

龍頭泉のバイオトイレのランニングコストにつきましてはですね、12万円ほど掛かっております。

来年度予算としまして12万5000円ほどランニングコストで計上をしておるところでございます。電気代がその他に4万2000円、4万2000円です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

ランニングコストについて、年間12万円、電気代が4万2000円ということなんですけども、この他に定期的に、例えば3年とか5年とか、交換部品が必要だと思うんですよね。その交換部品はいかほどと見積もっておられます。何年に1回、わかったら教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

ちょっと交換部品の方までちょっと把握できてませんので、また後で回答いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 3 時 31 分）

再 開（午後 3 時 32 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

3 回目です。

なぜ随意契約になったかちゅう回答はなかったですよ。これ言うと、これをしっかり、また、税財政課長が答えられたと、また質問するとこの 4 回目になっちゃうんで、非常に、いたしかたないところなんですけども。

これ、随意契約になった理由はですね、私はここに持ってきてますけど、バイオマストイレ、高くても 550 万ですよ、350 万から。なんでこんな高いバイオマストイレでなければ、これは龍頭泉も同じなんですけれどね。

まあ、同僚議員も言っていましたよ、せいぜい高くても 1000 万で終わるはずだと。地区、議会と地区懇談会、町政懇談会ん時同僚議員も言っていました、1000 万でも契約できるはずだ。

どうして随意契約でなければ、町長、私の記憶間違いだったらごめんなさい、随意契約した理由は、これを今回注文してるやつは、特許を取っていると当時言っておられました。

私は、そのね、特許も高くなったちゅうのは理解できるんですけども、なぜ特許でなければいけないのか。今、なぜ随意契約とされたのか。その理由を、特許であればなぜ特許の、特許契約の特許を取ったバイオマストイレでなければいけなかったのか。この点をですね、是非教えていただけたらありがたい。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、最初の購入する時に色んな説明を受けて、他の場所もですね、そういう形で、使い勝手も良いし、あまり故障がこないということで、私がそっちの方で決めたということでございまして、

これは議会がどうしても駄目だとおっしゃれば、もう、最初は龍頭泉のも駄目だったんですけど、もう承認をいただいたものですから、これでいかせていただきたいということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。1番、尾上庄次郎議員。

○1番（尾上庄次郎君）

ちょっと1つお伺いしたいんですけど、先ほど同僚議員がですよ、取り出せないということで、前、町長が言われたということで言われたんですけど。

議案25号のバイオトイレのことについてですよ、お伺いいたします。

今、先ほど同僚議員がですよ、バイオトイレは取り出せないということで言われたんですけど、町長がそう言われたのがですね、私としては取り出せ、例えばどっか災害があった時に、取り出して持っていけるというような印象を受けとったんですけど、取り出せないということで言われたような感じて言われたんですけど、私の勘違いなのか、何かちょっとそのあたりをまず伺いたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後3時36分）

再開（午後3時36分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

取り出せないって言うことで言っていて、バイオトイレも基礎をして設置をしております。電気は当然要るんですよ。だから、あっちこっちあっちこっち動かさないって私は言うつもりで大石議員には回答したところでございますので、例えば、下にですね、車が付いたやつもたぶんあると思うんですよ。その辺は動かして移動して持っていける。

その、何ですかね、ハウスっていうか避難場所みたいなものもあるんですよ。トレーラーなんかでこっちで引っ張って動かせるもの。今回は基礎もつくってしているものですから町内ではあちこち動かさないということです。

○議長（浪瀬真吾君）

1番、尾上庄次郎議員。

○1番（尾上庄次郎君）

何回も動かさないということで言われたんですけど、災害、例えば能登半島、今災害があったですね。例えば、能登半島が、例えば、例えば大村であったと仮定するですね、その場合、近くでもあるし、何かあった時貸せると。例えば、一度移動したらもう何年でも、最低でもやっぱり、能登半島辺りでも今ずっと被害があって結構皆さん困ってんですけど、そういう場合、例えば、10年

とか、ある程度10年とか20年とか貸せるもんかですね。それをちょっと聞きたいんです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、それは、積み替えてですよ、リフトでトラックに乗せたりすればたぶん移動はできると思うんですけども、うちの台数ぐらいではちょっとどうにもなりませんから、そういう時にはですね、たぶん災害のほう、国のほうもそうですけども、一気に何十基も持っていく方向でいると思います。

そういう形で、連携協定みたいなのをすればですよ、うちが一番小さな町でございますので、他所にまだ持っていく余裕もちょっとないのではないかなという感じでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号、議案第26号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号、議案第26号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

議案第25号について、私は反対の立場でございます。

理由はですね、やはり先ほど申しましたように、非常に高価な値段、今回上程され3190万円で、同僚議員も言っていましたけども、やはり1000万円ぐらい出せばその立派なバイオマストイレがあるわけでございます。

私は、やすらぎの里にバイオマストイレつけることは賛成ですよ。つけることは賛成なんですけれども、この高価な特許の3190万円でなければいけないのか。もっと低額なやつでなければいけない。

多くの町民、私は、私が調査した関係ではですね、もう非常に贅沢だと、もっと安価なバイオマストイレでいいんじゃないかという声もうほとんどでございました。3000万ぐらいのバイオマスでよかよと言った町民は、少なくとも町民の声を聞いたことはありません。

私、したがってですね、もっと安い値段で安い値段のバイオマストイレをやすらぎの里に導入していただきたいという観点から、この議案第25号の提案については反対の意見でございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、賛成の方の発言を許します。4番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

私は、この議案に賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

先ほど同僚議員がですね、1000 万円前後もあるという話があったんですけど、あくまでもこの色んな検索をして探してみますと、確かにそういう値段のはあるんですけど、これはあくまでも既製品でございまして、大量生産をされているものなんですよ。

今回は、やすらぎの里公園、龍頭泉、これはもう特注品でございまして、特別仕様でございまして既製品と違うという認識を私どもは持っております。

それで、このやっぱし、そういう特注品でございまして、やはり値段はちょっと仕方がないといえますか、妥当性があるんじゃないかというふうに思って賛成をいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、反対者の発言を許します。

ありませんね。

次に、賛成者の方、発言を許します。

ありませんね。

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 25 号を採決します。

お諮りします。この議案第 25 号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

確認しました。

賛成多数です。

したがって、議案第 25 号バイオトイレの購入については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号東彼杵町教育センター分室他 6 棟解体工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 27 号 小音琴川浚渫推進工事請負契約の変更について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 29、議案第 27 号小音琴川浚渫推進工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 27 号小音琴川浚渫推進工事請負契約の変更について、次のとおり請負契約を変更するこ

とについて議決を求める。

1、契約工事番号 第6建44号。2、契約工事名 小音琴川浚渫推進工事。3、契約方法 当初 指名競争入札による契約 変更 随意契約。4、変更前契約金額 4888万1800円。5、変更後契約金額 5312万6700円。6、契約相手方 住所 東彼杵町彼杵宿郷825番地 会社名 有限会社田尻建設 代表取締役 田尻春義。

提案の理由、施工に伴う設計変更等により契約金額が増額となり、変更後の契約額が5000万円以上となるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。詳細につきましては、建設課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

議案27号につきまして町長に代わり説明をいたします。

本工事は、令和6年11月に契約を締結して、浚渫工事延長1,968m、工期を令和8年3月25日までとして施工をしているものでございます。

添付しております図面の方をご覧ください。

今回の変更の主な理由としましては、添付図面の方に赤で着色をしている部分となります。河川護岸への敷鉄板設置数量の増によるものでございます。

既設護岸はですね、未舗装であったために重機や大型運搬車両が通行した場合、わだち等の発生や路肩の崩壊等によりですね、護岸を損傷するおそれがありました。

そのために施工に伴う護岸の保全及び安全確保を目的として図面に着色しております区間について敷鉄板の方を設置させていただきました。

この結果、敷鉄板の設置延長は全体で881mとなりまして、数量の変更が生じ、またその他軽微な変更を合わせて424万4900円の増額となっております。説明は以上で終わります。よろしくお願いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

この敷鉄板のですよ、881mはレンタルで借りておられるのか。それで、これらの最終的な金額になるのか。また、今後また変更が出てくる可能性があるのか、そこをお願いお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

敷鉄板についてはリース品でございます。

変更については、これが最終変更ということになります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 27 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号小音琴川浚渫推進工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 30 報告第 1 号 専決処分に関する報告について
(口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について)

日程第 31 報告第 2 号 専決処分に関する報告について
(大音琴川浚渫推進工事 (2 工区) 請負契約の変更について)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 30、報告第 1 号専決処分に関する報告について（口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について）、日程第 31、報告第 2 号専決処分に関する報告について（大音琴川浚渫推進工事 (2 工区) 請負契約の変更について）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 1 号専決処分に関する報告について、それではご説明をいたします。

口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について専

決処分する。

1、変更した工事番号 第6建47号。2、変更した工事請負契約 口木田川浚渫推進工事。3、変更契約の内容 契約金額（変更前）6173万8600円、（変更後）6652万6900円。4、契約の相手方住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷1856番地7 会社名 有限会社山田組 代表取締役 山田秀一。5、変更の理由 工事内容の変更に伴う金額変更。6、変更契約日 令和8年1月16日。詳細につきましては、建設課長に説明させます。

次に、報告第2号大音琴川浚渫推進工事（2工区）請負契約の変更について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり大音琴川浚渫推進工事（2工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について、専決処分する。

1、変更した工事番号 第6建46号。2、変更した工事請負契約 大音琴川浚渫推進工事（2工区）3、変更契約の内容 契約金額（変更前）6810万4300円、（変更後）6954万8600円。4、契約の相手方住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷1363番地 会社名 有限会社東峰 代表取締役 三根公一郎。5、変更の理由 工事内容の変更に伴う金額変更。6、変更契約日 令和8年1月22日。詳細につきましては建設課長に説明させます。よろしくお願いたします。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

報告第1号につきまして、町長に代わり説明をいたします。

本工事につきましては、令和6年12月の定例会で契約締結の議決をいただいた工事でございます。

資料の図面をご覧ください。

主な増額の変更の理由といたしましては、図面右側にですね、赤色着色にて表示しております部分となりますけれども、当初予定していた終点側から上流側に60m区間についても、護岸にダク等が繁茂しておりまして、豪雨時に決壊すると下流域の農地にですね、被害を及ぼす危険性があることから、伐採面積277㎡の追加をしたものであります。それに伴う伐採費、運搬費、処分費の増額となっております。説明は以上で終わります。

続きまして、報告第2号につきまして町長に代わり説明をいたします。

本工事につきましては令和6年12月の定例会で契約締結の議決をいただいている工事でございます。

資料の図面のほうをご覧ください。

主な増減の理由としましては、図面の赤色で着色している部分の2か所となります。

本工事の施工にあたり、河川内への進入路として地権者に了承を得て、個人所有の舗装をされた道路を工事期間中に使用させていただいております。

浚渫土の運搬に伴いですね、残土運搬車両等の大型車両が頻繁に通行したことから、路面にひび割れ及び沈下等がですね、発生し損傷しております。

このために、原形復旧として、コンクリート舗装工厚さ10cmのですね、施工面積233㎡を計上したものであり、これに伴う増額変更となっております。説明は以上で終わります。よろしくお願

いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで、報告第1号、報告第2号を終わります。

日程第32 報告第3号 工事請負契約の変更に関する報告について
(老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区6工区の工事請負契約の変更について)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第32、報告第3号工事請負契約の変更に関する報告について（老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区6工区の工事請負契約の変更について）を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第3号工事請負契約の変更に関する報告でございます。

地方公営企業法第40条第1項の規定により、令和7年度老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区6工区の工事請負変更契約を締結したので、別紙のとおり報告をする。

1、工事名 老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区6工区。2、変更契約の内容 契約金額（当初）5139万2000円、（変更後）5237万2100円。3、契約の相手方 住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町里郷1885番地 会社名 株式会社中野組 代表取締役 中野広信。4、変更の理由 工事内容の変更に伴う請負金額の変更。5、変更契約日 令和8年2月13日。

詳細につきまして、水道課長に説明させます。よろしく願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

それでは、報告第3号の内容につきましてご説明いたします。

老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区6工区につきましては、令和7年8月5日に工事請負契約を締結し、老朽化した水道管延長699mの布設替えを施工するものであります。

変更の内容につきましては布設替えに伴います道路の舗装の復旧に係る施工量の増加が主なものになります。工事請負代金が98万100円の増額となっております。

3枚目の全体計画位置図をご覧いただきたいと思っております。

今回報告を行います6工区につきましては、図面の上の赤い線で表示した区間になります。この他青色の区間についてはこれまでの事業で既に完了している区間。それから緑と紫、紺色の区間につきましては、先ほど7年度の補正予算をお願いいたしました水道総合地震対策事業で実施を予定している区間になります。残りの黄色の区間につきましては、同事業で令和8年度に施行を予定している区間ということで見ただけであればと思っております。

なお、里地区につきましては令和8年度で全体の事業完了の予定であります。説明は以上になり

ます。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで、報告第3号を終わります。

日程第33 報告第4号 専決処分に関する報告について

（東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約の変更に
ついて）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第33、報告第4号専決処分に関する報告について（東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約の変更に
ついて）を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第4号専決処分に関する報告について（東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約の変更に
ついて）

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更に
ついて専決処分する。

1、変更した工事番号 第7教4号。2、変更した工事請負契約 東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事。3、変更契約の内容 契約金額（変更前）1億1289万7400円、（変更後）1億1616万7700円。4、契約の相手方 住所 長崎県佐世保市福石町20番8号 会社名 株式会社梅村組代表取締役社長 梅村尚一郎。5、変更の理由 工事内容の変更に伴う金額変更。6、変更契約日 令和8年1月16日。詳細につきましては教育次長に説明させます。よろしくお願
いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

報告第4号につきまして、町長に代わりご説明いたします。

本工事につきましては、令和7年6月の定例会で本契約の締結議案の承認をいただき、また、先の第3回臨時会では、第1回目となります契約変更議案の議決を頂いております。

この度の変更契約においては、2回目の契約変更となります。また、先の12月定例会におきましては、補正予算に係る本工事費関係の増額予算としてご承認をいただいた内容になります。

なお、今回の変更で精算を含めた契約変更になるものでございます。

今回の主な変更理由といたしまして、これまでの前回の契約変更を行った内容と同様に、後半工事工程に係るトイレ改修における当初設計段階で目視等では確認把握できなかった追加部分及び改修工事等に伴い、新たに補修が必要となったところによる増工でござ
います。

つきましては、変更内容の概要につきまして、別紙報告第4号資料をお願いいたします。

なお、表の見方といたしまして、区分、変更内容、数量、変更理由となります。

なお、数量におきましては、2段書きで上段に変更前、下段に変更後の数値といたしております。

建築工事では、変更箇所が5件、全て改修工事過程の中で不具合等があったものや、安全性の確

保のため追加対応とした内容になります。

続いて、電気設備については、変更箇所が5件、建築工事と同様改修工事過程の中で不具合等があったものや安全性の確保のため、追加対応した内容になります。

最後に、機械設備になりますが、変更箇所が5件、内訳内容としましては、追加が2件、減額が2件、内容変更が1件となります。

なお、変更の内容の詳細につきましては第4号資料をご参照いただき、詳しい内容は省略させていただきます。説明については以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで、報告第4号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、3月19日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

散 会（午後4時02分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 児玉 隆行

署名議員 構 浩光